

一関地区広域行政組合議会臨時会会議録

平成 18 年 6 月 6 日 午前 10 時開議

定例会・臨時会の別 臨時会
告示年月日 平成 18 年 5 月 30 日
告示番号 第 10 号
招集日時 平成 18 年 6 月 6 日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（17 名）

1 番	石川 章 君	2 番	神崎 浩之 君
3 番	高田 一郎 君	4 番	海野 正之 君
6 番	佐藤 隆治 君	7 番	高橋 幸喜 君
8 番	牧野 茂太郎 君	9 番	佐々木 清志 君
10 番	阿部 孝志 君	11 番	鈴木 英一 君
12 番	小野 稲男 君	13 番	伊東 秀藏 君
14 番	藤野 壽男 君	15 番	小野寺 藤雄 君
16 番	木村 實 君	17 番	岩淵 一司 君
18 番	菅原 啓祐 君		

欠席議員（1 名）

5 番 尾形 善美 君

職務のため出席した職員

事務局長 千條 幸男 局長補佐 佐藤 甲子夫

説明のため出席した者

管理者	浅井 東兵衛 君	副管理者	鈴木 清紀 君
副管理者	佐藤 守 君	副管理者	坂本 紀夫 君
収入役	佐藤 正勝 君	事務局長	阿部 睦 君
介護保険担当参事	岩井 憲一 君	環境衛生担当参事	藤野 正孝 君
事務局次長	菅原 壯 君	介護福祉主幹	稲葉 幸子 君
介護福祉主幹	熊谷 正明 君	環境衛生主幹	山田 一 君
環境衛生主幹	須藤 久輝 君	環境衛生課長	富永 精二 君
監査委員	小野寺 興輝 君	監査委員事務局長	大内 知博 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

議 事 日 程 (その 1)

- 日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 議長の選挙

議 事 日 程 (その 2)

- 日程第 1 副議長の選挙
日程第 2 議席の指定
日程第 3 会議録署名議員の指名
日程第 4 会期の決定
日程第 5 発議第 1 号 一関地区広域行政組合議会会議規則の制定について
日程第 6 発議第 2 号 一関地区広域行政組合議会事務局条例の制定について
日程第 7 発議第 3 号 一関地区広域行政組合管理者専決条例の制定について
日程第 8 所信表明
日程第 9 認 第 1 号 専決処分について
日程第 10 認 第 2 号 専決処分について
日程第 11 認 第 3 号 専決処分について
日程第 12 認 第 4 号 専決処分について
日程第 13 認 第 5 号 専決処分について
日程第 14 認 第 6 号 専決処分について
日程第 15 認 第 7 号 専決処分について
日程第 16 認 第 8 号 専決処分について
日程第 17 認 第 9 号 専決処分について
日程第 18 認 第 10 号 専決処分について
日程第 19 認 第 11 号 専決処分について
日程第 20 認 第 12 号 専決処分について
日程第 21 認 第 13 号 専決処分について
日程第 22 認 第 14 号 専決処分について
日程第 23 認 第 15 号 専決処分について
日程第 24 認 第 16 号 専決処分について
日程第 25 認 第 17 号 専決処分について
日程第 26 認 第 18 号 専決処分について
日程第 27 認 第 19 号 専決処分について
日程第 28 認 第 20 号 専決処分について
日程第 29 認 第 21 号 専決処分について
日程第 30 認 第 22 号 専決処分について
日程第 31 認 第 23 号 専決処分について
日程第 32 認 第 24 号 専決処分について
日程第 33 認 第 25 号 専決処分について
日程第 34 認 第 26 号 専決処分について

日程第 35	認 第 27 号	専決処分について
日程第 36	認 第 28 号	専決処分について
日程第 37	認 第 29 号	専決処分について
日程第 38	認 第 30 号	専決処分について
日程第 39	認 第 31 号	専決処分について
日程第 40	認 第 32 号	専決処分について
日程第 41	認 第 33 号	専決処分について
日程第 42	認 第 34 号	専決処分について
日程第 43	認 第 35 号	専決処分について
日程第 44	認 第 36 号	専決処分について
日程第 45	認 第 37 号	専決処分について
日程第 46	認 第 38 号	専決処分について
日程第 47	認 第 39 号	専決処分について
日程第 48	認 第 40 号	専決処分について
日程第 49	議案第 1 号	一関地区広域行政組合監査委員条例の制定について
日程第 50	議案第 2 号	一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 51	議案第 3 号	一関地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 52	議案第 4 号	一関地区広域行政組合財政事情報告書の作成及び公表に関する条例の制定について
日程第 53	議案第 5 号	一関地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
日程第 54	議案第 6 号	一関地区広域行政組合の長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
日程第 55	議案第 7 号	一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
日程第 56	議案第 8 号	平成 18 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 57	議案第 9 号	平成 18 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 58	議案第 10 号	監査委員の選任について
日程第 59	議案第 11 号	監査委員の選任について

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
	議長選挙	6月6日	別 紙
	副議長選挙	6月6日	別 紙
発議第 1号	一関地区広域行政組合議会会議規則の制定について	6月6日	原案可決
発議第 2号	一関地区広域行政組合議会事務局条例の制定について	6月6日	原案可決
発議第 3号	一関地区広域行政組合管理者専決条例の制定について	6月6日	原案可決
認 第 1号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 2号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 3号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 4号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 5号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 6号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 7号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 8号	専決処分について	6月6日	承 認

認 第 9 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 1 0 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 1 1 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 1 2 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 1 3 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 1 4 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 1 5 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 1 6 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 1 7 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 1 8 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 1 9 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 2 0 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 2 1 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 2 2 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認
認 第 2 3 号	専決処分について	6 月 6 日	承 認

認 第 24号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 25号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 26号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 27号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 28号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 29号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 30号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 31号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 32号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 33号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 34号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 35号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 36号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 37号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第 38号	専決処分について	6月6日	承 認

認 第	39号	専決処分について	6月6日	承 認
認 第	40号	専決処分について	6月6日	承 認
議案第	1号	一関地区広域行政組合監査委員条例の制定について	6月6日	原案可決
議案第	2号	一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月6日	原案可決
議案第	3号	一関地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	6月6日	原案可決
議案第	4号	一関地区広域行政組合財政事情報告書の作成及び公表に関する条例の制定について	6月6日	原案可決
議案第	5号	一関地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について	6月6日	原案可決
議案第	6号	一関地区広域行政組合の長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について	6月6日	原案可決
議案第	7号	一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について	6月6日	原案可決
議案第	8号	平成18年度一関地区広域行政組合一般会計予算	6月6日	原案可決
議案第	9号	平成18年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	6月6日	原案可決
議案第	10号	監査委員の選任について	6月6日	同 意
議案第	11号	監査委員の選任について	6月6日	同 意

一関地区広域行政組合議会議長

菅 原 啓 祐

一関地区広域行政組合議会副議長

岩 渕 一 司

第1回一関地区広域行政組合議会臨時会

平成18年6月6日

午前10時00分 開 会

会議の議事

事務局長（千條幸男君） 一関地区広域行政組合設置後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、木村實議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

（年長議員 木村實議員議長席に着席）

臨時議長（木村實君） ただいま紹介をされました木村實でございます。

本日招集されました第1回一関地区広域行政組合議会臨時会の開会に当たり、ただいまご紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うことになりました。

もとより、議長選挙までの限られた期間ではありますが、議員各位のご協力によりまして無事任務を果たしたいと存じます。何とぞ、格段のご支援を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさついたします。

臨時議長（木村實君） お諮りいたします。

開会に先立ち、初対面の方も少なくないようでありますので、住所、氏名、職業程度の自己紹介をお願いしたいと思います。そのように取り計らうことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（木村實君） ご異議ありませんので、そのように取り運びます。

それでは、ただいまの着席の1番、石川章君から順次登壇の上、自己紹介をお願い申し上げます。

1 番（石川章君） 席順が1番でございますので、何となく緊張しておりますが、自己紹介ということでございますので、自己紹介に当たらせていただきます。

私は平泉町議会からまいりました石川章と申します。住所は平泉町長島字大槻田26番地でございます。職業は現在のところ農業でございます。精いっぱい農地と戦っている次第でございます。今後ともよろしく、お世話になりますので、ご指導のほどお願い申し上げます。以上でございます。

2 番（神崎浩之君） 一関市議会選出、神崎浩之です。職業は社会福祉士です。よろしく願いいたします。

3 番（高田一郎君） 一関市議会選出の高田一郎でございます。住所は一関市滝沢に住んでおります。職業は農業です。どうぞよろしく願いいたします。

4 番（海野正之君） 一関市議会選出の海野正之でございます。住所は一関市川崎町薄衣でございます。職業は会社役員をやっております。どうぞよろしく願いをいたします。

6 番（佐藤隆治君） 私は藤沢町選出議員の佐藤隆治でございます。藤沢町の旧矢沢村でございます。それで、職業は農業でございます。よろしく願いいたします。

7 番（高橋幸喜君） 平泉町議会選出の高橋幸喜でございます。住所は平泉町志羅山、役場のすぐ近くでございます。職業は会社員をやっております。よろしく願いします。

8 番（牧野茂太郎君） 一関市議会選出の牧野茂太郎と申します。住所は一関市大東町摺沢でございます。

す。職業は会社役員をやっております。よろしくお願ひいたします。

9 番（岩淵一司） 一関市議会選出の岩淵一司です。住所は一関市室根町の矢越です。職業は農業です。よろしくお願ひいたします。

10 番（佐々木清志君） 一関市議会選出の佐々木清志と申します。住所は花泉町金沢であります。職業は農業です。よろしくお願ひいたします。

11 番（阿部孝志君） 一関市議花泉選挙区選出の阿部孝志でございます。住所は花泉町老松字上汁足というところでございます。職業は農業をしております。よろしくお願ひをいたします。

12 番（小野稲男君） 藤沢町議会選出、小野稲男であります。住所は藤沢町西口十文字 241、職業は神職であります。よろしくお願ひします。

13 番（鈴木英一君） 私は一関市議会から選出されました鈴木英一と申します。日本共産党の一関市議団の団長をしております。職業は農業をしながら、冬場は紙すき職人をしております。どうぞよろしくお願ひします。

14 番（菅原啓祐君） 一関市議会選出の菅原啓祐でございます。住所は一関市舞川字梅木 16 番地でございます。職業は農業でございます。よろしくお願ひします。

15 番（伊東秀藏君） 一関市議会選出伊東秀藏でございます。住所は大東町大原でございます。農業をしております。よろしくお願ひします。

16 番（藤野壽男君） 一関市議会千厩選挙区選出の藤野壽男でございます。住所は一関市千厩町奥玉字松原 73、職業は農業でございます。よろしくお願ひします。

17 番（小野寺藤雄君） 一関市議会選出の小野寺藤雄です。住所は郵便番号 021-0102 でございます。萩荘字八森 6 番地、宮城県の県境であります。職業は無職であります。どうぞよろしくお願ひします。

臨時議長（木村實君） 最後に私が自己紹介を行います。

一関市議会選出の木村實でございます。住所は一関市中里字沢田 372、私は、昭和 31 年に合併いたしまして、昔は平泉でございます。現住所は建物がまたいで住所になっておりますので、改めてご紹介を申し上げます。平泉とまたいでおります。そういうことをご紹介をしておきます。終わります。

臨時議長（木村實君） 以上で自己紹介を終わります。

臨時議長（木村實君） 本日の出席議員は 17 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 18 年 5 月 30 日告示第 10 号をもって招集の、第 1 回一関地区広域行政組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

尾形善美君より、本日の会議に欠席の旨の届け出がありました。

臨時議長（木村實君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承を願います。

臨時議長（木村實君） お諮りいたします。

議事の進行につきましては、一関地区広域行政組合議会会議規則が制定されておられませんので、今議会発議第 1 号で提案される予定の会議規則案に準じて進行いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（木村實君） 異議なしと認めます。

よって、議事の進行につきましては、一関地区広域行政組合議会会議規則案に準じて進めてまいります。

臨時議長（木村實君） 本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 1 号（その 1）により進めてまいります。

臨時議長（木村實君） 日程第1、仮議席の指定について、これより指定を行います。

仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。なお、本員の仮議席は18番を指定いたします。

臨時議長（木村實君） 日程第2、議長の選挙を行います。

本選挙は、投票によってこれを行います。

これより投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

臨時議長（木村實君） ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

臨時議長（木村實君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（木村實君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

臨時議長（木村實君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。なお、白票は無効として取り扱います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

投票は、議長席に向かい右側から登壇し、左側から降壇を願います。

点呼を命じます。

それでは、お名前をお呼びしますので、順次投票願います。

事務局長（千條幸男君） それでは、お名前をお呼びいたしますので、順次投票願います。

（点呼、順次投票）

臨時議長（木村實君） 当職はこの場において投票いたします。

臨時議長（木村實君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（木村實君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

臨時議長（木村實君） 開票を行います。

立会人に4番、海野正之君、6番、佐藤隆治君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

臨時議長（木村實君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票17票、無効投票はございません。

有効投票中、

菅 原 啓 祐 君 12票

木村 實 君 3票

高田 一郎 君 2票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票は5票であります。

よって、菅原啓祐君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました菅原啓祐君が議場におられますので、本席から告知をいたします。

菅原啓祐君をご紹介します。

菅原啓祐君。

議長（菅原啓祐君） ただいま、本組合の議長に就任することになりました菅原啓祐でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、不肖私が議員皆様方のご推挙をいただきまして、新生一関地区広域行政組合議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄でありまして、衷心より感謝、感激をいたしておる次第であります。

私は、自らの浅学非才をかえりみ、責務の重さを一層痛感いたしておりますが、ここに皆様方のご推薦を受けました上は、介護保険事業並びに環境衛生事業の円滑な推進と構成市町住民の福祉の向上に誠心誠意努力いたす覚悟でございます。何とぞ、議員の皆様方、管理者各位は申すに及ばず、報道関係各位におかれましても、一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

臨時議長（木村實君） これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

皆様方のご協力、誠にありがとうございました。

議長を交代いたします。

（菅原啓祐議長 議長席に着席）

議長（菅原啓祐君） 議事日程を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菅原啓祐君） 本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号（その2）により進めます。

日程第1、副議長の選挙を行います。

本選挙は投票によってこれを行います。

これより投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（菅原啓祐君） ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

議長（菅原啓祐君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（菅原啓祐君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。なお、白票は無効として取り扱います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票は、議長席に向かい右側から登壇し、左側から降壇願います。

点呼を命じます。

事務局長（千條幸男君） それでは、お名前をお呼びいたしますので、順次投票を願います。

（点呼、順次投票）

議長（菅原啓祐君） 当職はこの場において投票をいたします。

議長（菅原啓祐君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

議長（菅原啓祐君） 開票を行います。

立会人に7番、高橋幸喜君、8番、牧野茂太郎君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

議長（菅原啓祐君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 17 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票 2 票。

有効投票中、

岩 淵 一 司 君 11 票

鈴 木 英 一 君 2 票

佐々木 清 志 君 1 票

伊 東 秀 藏 君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、岩淵一司君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岩淵一司君が議長におられますので、本席から告知いたします。

岩淵一司君をご紹介申し上げます。

岩淵一司君。

副議長（岩淵一司君） 今回、議員の皆様方のご推挙をいただきまして、新生一関地区広域行政組合議会副議長の栄職に就くことになりましたことはこの上ない光栄と存じ、感激いたしております。同時にその任務の重大さを痛感するものでありますが、幸い菅原啓祐議長のもとでございます。微力ではありますが、一関地区広域行政組合議会の円滑な運営に努力してまいりたいと考えております。さらに、同僚議員皆様方のご支援をいただきまして、この名誉ある席を汚さないよう一生懸命務めさせていただき所存でございます。どうかよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようひとえにお願いを申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 休憩いたします。再開は11時といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菅原啓祐君） 本日の会議には、管理者の出席を求めました。

この際、ご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案51件、発議3件であります。なお、議案等に誤りがありましたので、お手元に配付の正誤表のとおり訂正並びに差し替えをお願いいたします。

また、管理者から平成18年度当初予算提案に当たり、平成18年度施政方針につき所信表明方の申し出がありました。

議長（菅原啓祐君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は議長において指定いたします。議員諸君の議席番号と氏名を職員に朗読いたさせます。
事務局長。

事務局長（千條幸男君） 朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（菅原啓祐君） ただいま朗読のとおり議席を指定いたしました。

ただいま指定いたしました議席にそれぞれ氏名標をお持ちの上、ご移動願います。
議席の移動のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時05分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、議長において、

1番 石川 章 君

15番 小野寺 藤 雄 君

を指名いたします。

議長（菅原啓祐君） 日程第4、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） 日程第5、発議第1号、一関地区広域行政組合議会会議規則の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

4番、海野正之君。

4番（海野正之君） 発議第1号、一関地区広域行政組合議会会議規則の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第120条の規定に基づく一関地区広域行政組合議会の会議の運営に関する手続き及び議会内容の規律等を定めようとするものであります。なお、本案は、議員全員の賛成署名を得て提出しております。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菅原啓祐君） お諮りいたします。

本案は、全議員が賛成者となっておりますので、原案のとおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第6、発議第2号、一関地区広域行政組合議会事務局条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

7番、高橋幸喜君。

7番（高橋幸喜君） 発議第2号、一関地区広域行政組合議会事務局条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第138条の規定に基づきまして、議会の庶務的事務の処理のため、議会事務局を設置しようとするものであります。提案者は高橋幸喜、以下全員の賛成を得ております。よろしくお願ひいたします。

議長（菅原啓祐君） お諮りいたします。

本案は、全議員が賛成者となっておりますので、原案のとおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第7、発議第3号、一関地区広域行政組合管理者専決条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

6番、佐藤隆治君。

6番（佐藤隆治君） 発議第3号、一関地区広域行政組合管理者専決条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な案件について、議決により管理者の専決処分事項としようとするものであります。賛成者は議員皆さんでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（菅原啓祐君） お諮りいたします。

本案は、全議員が賛成者となっておりますので、原案のとおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決いたしました議案の公布行為のため、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理者より議場出席の幹部職員紹介の申し出がありますので、この際これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 管理者、一関市長の浅井東兵衛でございます。

この機会に特別職の職員をご紹介申し上げます。

副管理者、平泉町長の鈴木清紀であります。

副管理者（鈴木清紀君） 副管理者の平泉町長、鈴木清紀でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

管理者（浅井東兵衛君） 同じく、副管理者、藤沢町長の佐藤守であります。

副管理者（佐藤守君） 副管理者、藤沢町長の佐藤守でございます。よろしくお願ひいたします。

管理者（浅井東兵衛君） 副管理者、一関市助役の坂本紀夫であります。

副管理者（坂本紀夫君） 副管理者、一関市助役の坂本紀夫でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

管理者（浅井東兵衛君） 収入役、一関市収入役の佐藤正勝であります。

収入役（佐藤正勝君） 収入役、一関市収入役佐藤正勝でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

管理者（浅井東兵衛君） 続きまして、議会出席幹部職員をご紹介申し上げます。

事務局長、阿部睦であります。

（事務局長、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 介護保険担当参事、岩井憲一であります。

（介護保険担当参事、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 環境衛生担当参事、藤野正孝であります。

（環境衛生担当参事、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 事務局次長、菅原壯であります。

（事務局次長、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 介護福祉主幹、稲葉幸子であります。

（介護福祉主幹、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 介護福祉主幹、熊谷正明であります。

（介護福祉主幹、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 環境衛生主幹、山田一であります。

（環境衛生主幹、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 環境衛生主幹、須藤久輝であります。

（環境衛生主幹、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 環境衛生課長、富永精二であります。

（環境衛生課長、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 以上で職員の紹介を終わります。

議長（菅原啓祐君） 次に、議会事務局の職員を紹介いたします。

事務局長の千條幸男であります。

（事務局長、あいさつ）

議長（菅原啓祐君） 事務局次長兼庶務係長の菊地敬喜ですが、本日は忌引き休暇を取っており

ます。

事務局長補佐兼議事係長の佐藤甲子夫であります。

(事務局長補佐兼議事係長、あいさつ)

議長(菅原啓祐君) 調査係長の八重樫裕之であります。

(調査係長、あいさつ)

議長(菅原啓祐君) 主任主事の中村由美子であります。

(主任主事、あいさつ)

議長(菅原啓祐君) 主事の小野寺千亜希であります。

(主事、あいさつ)

議長(菅原啓祐君) 主任運転技士の小川政美であります。

(主任運転技士、あいさつ)

議長(菅原啓祐君) 以上であります。

以上で人事紹介を終わります。

議長(菅原啓祐君) 日程第8、所信表明について、先刻ご報告のとおり管理者より所信表明方の申し出がありましたので、この際、これを許します。

浅井管理者。

管理者(浅井東兵衛君) お許しをいただきまして、私の施政に対する所信の一端と合わせてごあいさつを申し上げます。

本日ここに、初の一関地区広域行政組合の臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、まずもって御礼を申し上げる次第でございます。

また、議員各位におかれましては、各構成市町議会での選挙において、それぞれ信任を受けられ、ご当選されましたこと、誠にめでたうございます。

さて、当組合は、長年にわたり、両磐地区を基盤として、地域住民に密着した公共サービスを提供してまいりました東磐環境組合、東磐広域行政組合、一関地方衛生組合及び一関地方広域連合を統合し、本年4月に設立いたしました。生活圈、文化圏、経済圏を共有する地域が一体となり、豊かな地域社会の創造に向け、新たな船出ができましたことは、皆様のご協力、ご尽力の賜物であり、ここに深く感謝を申し上げる次第であります。

本日、第1回組合議会臨時会の開会に当たり、平成18年度の所信の一端を述べさせていただきますことを重ねて感謝を申し上げ、議員各位、そして住民の皆様方の温かいご支援とご理解を願うものであります。

当組合は、一関市、平泉町及び藤沢町の介護保険事務、ごみやし尿処理の衛生関係事務などを共同で処理し、その管轄する区域の面積は約1,320平方キロメートル、擁する人口は14万5,000人となったところであります。

私といたしましては、この広域事務の執行者として負託された重責を強く身に感じているところであり、多くの住民のご期待に応えその任を果たすべく、施政の公正かつ効率的な運営と地域の発展のために、全力を傾注する決意であります。

まず、初めに、衛生関係事務の施策について申し上げます。

これまで、ごみやし尿などの廃棄物処理に関する事務は、一関地方と東磐地区では処理する事務に違いがありましたが、今後においては、廃棄物処理計画の策定から廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分までの一連の事務を当組合において行うことといたしました。

このため、従来の廃棄物処理施設を四つの清掃センターとして再編するとともに、一関市が有していた舞川及び花泉処分場を当組合に移管し、舞川清掃センター、花泉清掃センターとして体系化を図ったところであります。

各施設の管理運営につきましては、国が定める排出ガス、水質基準等を遵守するとともに、ごみの安定処理と施設の適正な維持管理や地域の環境維持に努めてまいります。

処分場につきましては、構成市町と連携し、住民に対するごみの排出抑制等の啓発を図り、資源の有効利用を促進することにより、埋め立て期間の延伸に努めてまいります。

これら施設管理や環境衛生業務の統括部門として、環境衛生課を新設し、管内全域にかかわる業務を処理いたします。

また、本年度から3カ年の事業として大東清掃センター旧焼却施設の解体及び東磐地区のプラスチックの分別収集の開始に向け、ストックヤード建設事業に着手いたします。このことにより、管内のごみの出し方について、平成21年度の統一を目途に検討を開始するとともに、指定袋のあり方についても併せて研究してまいります。

これまで、東磐地区で実施しておりました粗大ごみの収集事業については、管内全域に拡充し、実施してまいります。

ごみ処理広域化については、両磐地区と胆江地区での広域的なごみ処理のあり方を検討する「県南地区ごみ処理広域化検討協議会」の中で、実情と照らし合わせながら、その方向性を再検討してまいります。

ごみの減量化、資源化については、環境学習指導員を配置するとともに、リサイクルプラザを環境体験学習の拠点として活用されるよう努めてまいります。

火葬場にありましては、これまで地域ごとの利用に供しておりました釣山斎苑及び千厩斎苑を、管内住民すべての利用施設として位置づけ、管理運営してまいります。

次に、介護保険事業の施策について申し上げます。

両磐地区では、急速な高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢者人口の割合は28%となっております。長寿社会にふさわしい高齢者の保健福祉施策の実施は、今後においても重要な行政課題であります。

そこで、介護保険事業につきましては、高齢者の包括的な支援業務等を新たに加えました第3期介護保険事業計画を策定し、東磐地区での4月からの介護保険事業の共同処理を開始したほか、計画の着実な実施に努めてまいります。

また、ひとり暮らしや認知症高齢者の住み慣れた地域での生活支援及び小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなど地域密着型サービスの充実に努めてまいります。

さらに、これまで構成市町が行ってまいりました老人保健事業や高齢者福祉事業の一部を地域支援事業として位置づけ、介護保険事業の中で実施してまいります。

地域支援事業の実施に当たりましては、管内2カ所に地域包括支援センターを新設し、高齢者の自立した生活と積極的な社会参加を促進するため、介護予防、包括的支援を担当させるほか、指定介護予防支援事業所として介護予防ケアプランの作成業務も併せて行ってまいります。

以上、施策の主なものを申し上げますが、これら広域処理を行う事業の推進に当たっては、住民の皆様が構成市町の窓口で相談、申請、届出や保険料の納付などに支障を来さないように配慮するほか、総合的かつ効率的に広域行政の展開と運営を図るため、構成市町の行政機能を活用する組織体制の構築を図ったところであります。

地方分権の時代を迎え、厳しさを増す財政環境下にあいながらも、広域行政体の果たすべき役割と

責任がより重要度を増す中、一層身を引き締め、誠心誠意事務を進めてまいります。

組合議会議員各位並びに住民の皆様のご理解とご支援を心よりお願いを申し上げる次第であります。
以上であります。

議長（菅原啓祐君） 日程第9、認第1号から日程第12、認第4号まで、以上4件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第1号から認第4号までの専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年3月31日をもって解散した東磐環境組合、東磐広域行政組合、一関地方衛生組合及び一関地方広域連合において、岩手県市町村総合事務組合から脱退することなどの協議について、同日をもってそれぞれ専決処分したものであります。

認第1号につきましては東磐環境組合、認第2号は東磐広域行政組合、認第3号は一関地方衛生組合、認第4号は一関地方広域連合における専決処分となっており、これら組合等の専決処分について事務を承継した本組合において報告し、承認を求めるものであります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） これより一括して採決を行います。

認第1号、第2号、第3号、第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、右4件は承認することに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） 日程第13、認第5号から日程第15、認第7号まで、以上3件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第5号から認第7号までの専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日の本組合の設置に伴い専決処分したものであります。

認第5号は一関地区広域行政組合の休日に関する条例、認第6号は一関地区広域行政組合公告式条例、認第7号は一関地区広域行政組合議会定例会条例の制定について、それぞれ専決処分したものであります。なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、まず説明に入ります前に、専決処分の対象といたしました条例の考え方についてでございますが、専決処分の対象といたしました条例は、新行政組合の組織及び職員の勤務に関するものなど、組合の運営上、又は法令上必ず制定が必要なもの、住民の権利、利益の保護、

もしくは義務を課するもの、そして施設等の設置管理に関するものでございます。

組合にありましては、地方自治法の規定によりまして、市の加入するものにありましては市の条例を準用することと規定されておるところでございます。

説明にありましては、条例を確認いただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず、認第5号、行政組合の休日に関する条例についてから補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の規定により、条例の定めとされております休日について定めたものでございまして、第1条で組合の休日を規定し、日曜日及び土曜日、国民の休日に関する法律に規定いたしません休日、12月29日から翌年の1月3日とするものであります。

次に、認第6号、行政組合公告式条例であります。

地方自治法の規定により、条例の定めとされております公告式を定めたものでございまして、条例、規則の公布、規程、組合の機関の定める規則及び規程の公表、施行期日の特例を規定をいたしたところでございます。2条の2項に組合事務所の掲示場に掲示とありますが、事務所の位置が一関市役所と同一でありますことから、一関市役所の掲示場への掲示を行うことによりまして公布を行おうとするものでございます。

次に、認第7号、行政組合議会定例会条例であります。

この条例は、行政組合の議会の開催回数について定めようとするものでございます。第2条で定例会の回数を年2回と規定するものでございます。定例会にありましては9月、3月を予定し、必要に応じまして繰り上げ、繰り下げの開催、また臨時議会の招集については規則の方に規定をいたしたいというものでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） これより一括して採決を行います。

認第5号、第6号、第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、右3件は承認することに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） 日程第16、認第8号から日程第26、認第18号まで、以上11件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第8号から認第18号までの専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日の本組合の設置に伴い専決処分したものであります。

認第8号は一関地区広域行政組合行政手続条例、認第9号は一関地区広域行政組合公文書公開条例、

認第 10 号は一関地区広域行政組合電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例、認第 11 号は一関地区広域行政組合職員定数条例、認第 12 号は一関地区広域行政組合職員の服務等に関する条例、認第 13 号は一関地区広域行政組合職員の休職の事由に関する条例、認第 14 号は一関地区広域行政組合職員の定年等に関する条例、認第 15 号は一関地区広域行政組合職員の再任用に関する条例、認第 16 号は一関地区広域行政組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例、認第 17 号は一関地区広域行政組合職員互助会に関する条例、認第 18 号は一関地区広域行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について、それぞれ専決処分したものであります。なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、認第 8 号、行政組合行政手続条例でございます。

この条例にありましては、目的が第 1 条に規定をいたしてございますが、処分、行政指導、届出に関する手続に関し、行政運営の公正の確保、透明性を図り、市民の権利利益の保護に資することを目的とするものでございます。第 2 条で行政手続を規定し、その手続きにつきましましては、一関市行政手続条例を包括的に準用するものと規定をいたしたもので、申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出に関し、その条例によるものといたしたところでございます。

次に、認第 9 号、行政組合公文書公開条例であります。

目的は、第 1 条となりますが、公文書の公開を請求する住民の権利を定め、組合運営の公開性の向上、住民の組合行政に対する理解を深め、開かれた組合行政の推進を図ろうとするものであります。実施機関にありましては、第 2 条で管理者、議会、監査委員としたものであります。第 3 条で準用を規定いたしまして、実施機関を除く公文書の公開につきましましては、一関市公文書公開条例の例によるものと規定したものであります。市条例の第 17 条から第 25 条に規定をしております不服申し立てがあった場合の調査、審議するための第三者機関であります審議会等の設置等につきましましては、当分の間は準用しないことといたしたものでございます。これは、個人情報保護に関する法律が制定されて、地方公共団体においても個人情報の適正な取り扱いを確保するための責務等が定められたところでございまして、現在、一関市において公文書公開条例、それから電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例を見直しいたしまして、新たな条例の制定に向け整備を進めているところでございまして、それらの動向を見ながら、当行政組合におきましても見直しをしようとするものでございます。

それから、次に、認第 10 号、行政組合電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例であります。

本条例の目的は、第 1 条となっておりますが、電子計算組織により処理する個人情報保護について必要な事項を定め、住民の基本的な権利の擁護を目的とするものであります。実施機関にありましては、第 2 条となりますが、管理者、議会、監査委員とするものであります。第 3 条で準用を規定し、実施機関が行う電子計算組織により処理する個人情報保護については、一関市電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例によるものと規定をいたしておりますが、市条例の第 12 条から第 17 条に規定しております審議会等の設置につきましましては、当分の間は準用しないことといたしたところでございます。これにつきましましては、認第 9 号、公文書公開条例の際に説明を申し上げました考え方と同様でございます。

次に、認第 11 号、行政組合職員定数条例であります。

第 2 条で定数を 63 人と定めたもので、4 月 1 日現在の職員の実員となっております。第 3 条は定数外職員を規定するもので、第 1 号の非常勤特別職にありましては、認定調査員、一関清掃センターに

配置しております環境学習指導員、第2号の期間を定めて雇用される職員にありましては、認定調査員、介護相談員、保健師等となっておりますのでございます。

次に、認第12号、行政組合の職員の服務等に関する条例でございます。

行政組合の職員の服務につきましては、一関市の条例第24号、それから第29号から第32号の各条例の例によるといたしたものであります。1の一関市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は、職員の意に反する降任、免職及び休職手続、効果について定めた条例であります。2は新たに職員となった者の宣誓について定めた条例であります。3は職員が研修等を受ける場合の職務に専念する義務の免除について定めた条例であります。4は職員の勤務時間、週休日、休憩、休息时间、年次休暇、特別休暇等に関する条例となっております。5は職員の育児休暇の取得等について規定した条例であります。これらの例によるといたしたところでございます。それから附則の2以下の経過措置にありましては、平泉町、藤沢町、また各組合の解散前になされた行為の経過措置を規定をいたしたところでございます。

次に、認第13号、行政組合職員の休職の事由に関する条例であります。

職員を休職させる場合の事由について定める条例であります。一関市条例第25号の例によることと規定をいたしたもので、地方公務員法第27条第2項に該当する場合のほか、一関市で規定しております学校、研究所、これらに準ずる公共的施設において調査、研究、指導に従事する場合、水難、火災、その他災害により生死不明、所在不明となった場合の例によることといたしたところでございます。

次に、認第14号、行政組合職員の定年等に関する条例であります。

法の規定により職員の定年等に関し必要事項は条例で定めることとされておりますことから、本条例で規定をいたしたものでございます。職員の定年にありましては、第2条で定年退職日を3月31日とし、第3条で年齢60年と規定をいたしたものであります。第4条は定年による退職の特例を規定し、定年を延長する場合にありましては1年を超えない範囲で、3年を超えない旨を規定をいたしたところであります。

次に、認第15号、行政組合職員の再任用に関する条例であります。

本条例は定年退職者等を採用する場合の再任用について定めた条例となっております。一関市条例第27号の例によることといたしたもので、年齢65年までの再任用を規定をいたしてございます。

次に、認第16号、行政組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例であります。

職員の戒告、減給、停職、懲戒処分としての免職の処分について、一関市条例第28号の規定の例によるといたしたところでございます。

次に、認第17号、行政組合職員互助会に関する条例であります。

本条例は、行政組合職員の福利増進と職務遂行能力向上に資するため、職員で組織する職員互助会の事業等について規定をいたしたものであります。互助会の事業は医療補助金などの各種給付事業、健康管理事業、各種厚生事業、貸付事業、退職者に対する福祉事業などで、財団法人岩手県市町村互助会への委託としており、これは岩手県市町村職員共済組合との共同事業となっておりますのでございます。

次に、認第18号、行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例であります。

本条例は、職員が給与を受けながら職員団体のための業務、活動をすることができる場合を定めるものでございます。行為の制限の特例にありましては、一関市条例の第34号の規定の例といたしたところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 認第9号と第10号のところで伺います。先ほどの説明ですと、当分の間というのがいつまでなのかということが明らかになりませんでしたので、今年度中なのかですね、その見通しを伺っておきたいと思います。その間に不服審査請求等がなされた場合を想定すると問題が起きるといふふうに思いますが、そういうおそれはないのか、その点含めて答弁を求めます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 市条例の第17条から第25条に規定しておりますのは、審査するための第三者の機関としての審議会の規定をいたしてございます。この審議会にありましては、法上につきましては必置となつてはならないところがございます、任意でございます。いずれ、ご意見を伺うような格好にしてございますので、当分の間につきましては管理者判断で、もし事案が出た場合については判断をするといふような格好になろうかと思ひます。

期日の関係でございますが、先ほど壇上からご説明申し上げましたが、市の方で現在二つの条例、公文書公開条例、それから電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例等を見直しして、新たな1本の個人情報保護に関する条例等の制定に向けて整備を進めるとお聞きをいたしてございます。それにつきましては、年度内にはその条例を立ち上げたいといふような状況でございますので、それらの状況を見ながら、当組合においても見直しをいたしたいといふ考え方でございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、高田一郎君。

3番（高田一郎君） 私は認第11号の職員定数条例についてお聞きしたいと思ひます。

この条例には、職員の定数は63人ということになっております。この一関地区の広域行政組合の事業を進める上で職員の果たす役割というのは大変大きくなつてきていると思ひます。そこで、全員協議会の説明では63人の内訳といひますか、一関は56人、平泉3人、藤沢町さん4人といふ、こういう数字まで紹介されましたけれども、兼任の職員が大変多くなつてしまつてしまつて、こういったことも含めて、もう少し詳しく、なぜこういう数字になつたのか、その辺のところを詳しく紹介していただければというのが一つです。もう一つは、所信表明にもありますように、管内2カ所に地域包括支援センターを設置をされたといふことで、既にそのセンターの事業が進められていると思ひますが、管内2カ所にして既に2カ月がスタートしましたが、国の基準では、人口2万人から3万人に1カ所といふことに照らせば非常に少ないといふふうに思ひますし、この2カ所でこの2カ月間やってきて課題がなかつたのか、その辺のところについてお尋ねしたいと思ひます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 行政組合の職員の人数等の状況、63名といふお話を申し上げたところでございますが、詳細に申し上げますと、総務管理課が3名となつてございまして、そのほか介護保険課13名、西部地域包括支援センターが6名、東部地域包括支援センターが5名、一関清掃センターに配置してございまして環境衛生課4名、一関清掃センターが18名、川崎清掃センターが7名、大東清掃センターが7名といふことで63名の陣容となつておるところでございます。行政組合として立ち上げまして事務をそれぞれ遂行いたしてございまして、これら新たな事業の取り組みもございまして、どの辺の人数バランスがいいのか、まだ的確な判断をしかねておるところでございます。ただ、介護支援センターにおきますいろいろなプラン作成、その他の業務が大変多くなつておるような状況でございます。これらにつきましては、いろいろ関係団体とのご協力を得ながら進めたいと思ひてございまして、その辺のちょっと間に合わない部分があるのかなといふことで判断をいたしてございまして、資格のあ

りますケース等の作成をいたします臨時の職員等の任用等について、今後検討したいという考え方でございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、高田一郎君。

3番（高田一郎君） 地域包括支援センターというのは、その地域における高齢者の生活を総合的に支援していくという意味で非常に大変、今後の介護保険事業を進めていく上で大変大きな事業と思います。これまでも、私も議会でも介護と福祉と医療、それぞれやっぱり連携しながら事業を進めていく上で、行政がその中心になっていかなければならないということを主張してきた1人として、とても大切な機能を持つものだと思います。そこで、局長からは4月以降の業務について、非常に業務が多くなって課題があるんだというお話もされました。そこで、先ほども紹介したように、国の基準からしても人口2万人から3万人ということになれば、少なくとも4カ所あってもおかしくないような、そういう状況だと思います。奥州市をお聞きしますと、それぞれの旧市町村ごとに地域包括支援センターを設置をして、地域支援事業とか様々な事業に対応しているというふうにお聞きしました。そういうことからしますと、4月からこの事業を始めて業務が多くなっている、課題もあるということに照らせば、いつまでも2カ所でいいのかという、こういう問題も出てくると思います。それで、今後の展開として地域包括支援センターをどのように進めていくのか、あくまでも2カ所で対応しようとしているのか、その辺のところ、考え方についてお伺いしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 包括支援センターの設置の一つの基準といたしましては、国でおおよそ1号被保険者6,000人当たり1カ所というような基準が示されておるところでございます。そこで、介護予防支援で行いますケアプランの作成、要支援1と2のプラン作成を行うわけでございますが、当初におきましては在宅介護支援センター事業所、39カ所ございますが、そこに委託を行う予定でございました。しかし、国から1月の末に示された基準といたしましては、10月からとなりますが、介護支援専門員1人当たりプラン作成を8件、8人程度というようなことが示されたところでございます。現段階におきましては居宅介護支援事業所をお願いをいたしてございますが、10月からはこの国の基準によります介護支援専門員1人当たり8名となりますと、かなりその部分が地域包括支援センターの方の作成プランの量にかかってくるところでございます。今後におきましては、いずれ考え方といたしましては、各構成市町の職員派遣をお願いするというような状況にもございませぬ状況から、保健師資格でありますとか介護士資格を持つ人材の確保を図りたいと。それから、新たな包括支援センターの委託による設置、これらについても考えなければならない。また、従来あります在宅介護支援センターへの協力依頼等も検討しなければならないということで、10月に向けてそれらの作業を進めたいと考えておるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、高田一郎君。

3番（高田一郎君） 最後にしますが、地域包括支援センターというのは介護予防事業とかケアプランの作成とか相談活動、権利擁護とか非常に多岐にわたる専門的な、専門性が求められる、そういう事業でありまして、決して2カ所で私は足りないというふうに思いますし、2カ所であっても、例えば人員を増やして地域を担当する、そういう方式もあると思うんですが、いずれ今のような体制では全くまずいと思うんですね。今、局長のお話をお聞きしますと、これから人材確保をしたり、あるいは委託も考えているというようなお話でありましたけれども、現時点で、これ以上の答弁にしかならないんでしょうかね、こういうふうに考えているということ、もう少し見通しを持って、2カ月も過ぎて課題があるということが明らかになった以上、もう少しこういうことを考えているんだというこ

とを含めて説明いただきたいというふうに思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 先ほど申し上げましたとおり、いずれ人員的にケアプランを作成する人員が足りないということで、保健師、それから介護士の資格を持つ人材を確保して、臨時職員という格好になりますが、それを雇用いたしましてケアプランの作成に対応したいというのが1点でございますし、お話し申し上げましたとおり、包括支援センターの委託による設置、これについても考えたいということで、現在どういうふうな方法があるか、詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより一括して採決を行います。

認第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、右11件は承認することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27、認第19号から日程第31、認第23号まで、以上5件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第19号から認第23号までの専決処分について提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日の本組合の設置に伴い専決処分したものであります。

認第19号は一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例、認第20号は一関地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例、認第21号は一関地区広域行政組合一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例、認第22号は一関地区広域行政組合旅費支給に関する条例、認第23号は一関地区広域行政組合公聴会、調査等に参加又は出頭した者の実費弁償条例の制定について、それぞれ専決処分したものであります。なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、認第19号、行政組合特別職の職員の給与に関する条例でございます。

本条例にありましては、当組合特別職の職員の受ける給与に関し必要事項を定めたものとなっております。第3条で報酬の額を規定をいたしてございます。第1項では管理者、副管理者、収入役にあっては報酬は支給しないことと規定をいたしたところでございます。第2項の第1号の月額により支給する者にありましては、18万8,000円以内と規定をいたしたもので、介護認定調査員、環境学習指導員に適用するものとなっております。運用にありましては介護認定調査員18万7,800円、環境学

習指導員にありましては15万3,900円とするものであります。第2号の日額により支給する者にありましては、介護認定審査会委員に適用するものとなってございまして、2万5,000円以内と規定をいたしたものでございまして、運用にありましては委員であります医師は2万5,000円、その他委員にありましては1万2,500円とするものでございます。

次に、認第20号、行政組合一般職の職員の給与に関する条例でございますが、当行政組合の一般職の職員の給与にありましては、市の条例を包括的に準用するものでございまして、それに係る必要事項を定めたものとなっております。

次に、認第21号、行政組合一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例でございますが、当行政組合にありましては、一般廃棄物を処理し公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理施設を設置してございます。危険、不快、困難な勤務が要請されますことから、その職務の特殊性を有する職員に対する特殊勤務手当を支給するため、条例制定するものでございます。第2条で手当の種別、支給額、これは別表、3ページの方になりますが、規定をいたしてございます。従事する日によりまして高所作業手当は日額320円以内とし、具体には規則に規定をいたしたところでございますが、地上10メートル以上の高所にありましては日額220円、地上20メートル以上にありましては320円とするものでございます。廃棄物処理作業手当にありましては、廃棄物を直接処理する作業に従事する場合で日額290円以内とするものでございます。

次に、認第22号、行政組合旅費支給に関する条例、次の認第23号、行政組合公聴会、調査等に参加又は出頭した者の実費弁償条例にありましては、市の条例の規定によるといたしたところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより一括して採決を行います。

認第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、右5件は承認することに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） 日程第32、認第24号から日程第38、認第30号まで、以上7件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第24号から認第30号までの専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日の本組合の設置に伴い専決処分したものであります。

認第24号は一関地区広域行政組合特別会計条例、認第25号は一関地区広域行政組合行政財産使用料条例、認第26号は一関地区広域行政組合諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例、認

第 27 号は一関地区広域行政組合財産の交換、譲与及び貸付等に関する条例、認第 28 号は一関地区広域行政組合財政調整基金条例、認第 29 号は一関地区広域行政組合介護給付費準備基金条例、認第 30 号は一関地区広域行政組合高額介護サービス費資金貸付基金条例の制定について、それぞれ専決処分したものであります。なお、事務局長から補足説明をいたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、認第 24 号、行政組合特別会計条例でございます。

事業の円滑な運営、経理の適正を図るため、特別会計として介護保険事業、介護サービス事業を目的として介護保険特別会計を設置するため条例制定したものでございます。第 2 条の弾力条項の適用にありましては、業務量の増加により業務に必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額の範囲内において経費として使用することができるものでございまして、適用する場合にありましては条例の定めが必要なことから規定をいたしたものでございます。

次に、認第 25 号、行政組合行政財産使用料条例でございますが、本条例にありましては、地方自治法の規定によりまして徴収する行政財産の使用料に関し、市の条例の例によると規定をいたしたところでございます。

次に、認第 26 号、行政組合諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例でございますが、本条例にありましては市の条例の例によることといたしたもので、督促手数料にありましては 1 通につき 100 円、延滞金にありましては地方税の例により、納期限の翌日から完納の日までの期間に応じ延滞金を徴収するもので、納付すべきとされる日の翌日から 1 カ月については 7.3%、以降にありましては 14.6%とするものでございます。

次に、認第 27 号、行政組合財産の交換、譲与、貸付等に関する条例でございますが、本条例は地方自治法の規定により、条例の定めとされております組合財産の交換、譲与、貸し付け等について、市の条例を包括的に準用するものとなっております。

次に、認第 28 号、行政組合財政調整基金条例であります。

この条例にありましては、災害の応急対策、その他財源の不足を生じたときの財源に充てるため、地方自治法の規定によりまして、基金の管理及び処分に関する必要事項は条例で定めることとされておりますことから制定したものとなっております。なお、解散いたしました組合等有しておりました財政調整基金にありましては、積立金として予算に計上せず、本組合の基金と見なし、附則の経過措置に規定をいたしたものでございます。ちなみに平成 18 年度末の基金額は 6,780 万円ほどの見込みとなっております。

次に、認第 29 号、行政組合介護給付費準備基金条例であります。

本条例は、事業期間における財政の均衡を保つため、介護給付費準備基金を設置しようとするものでございます。なお、解散いたしました一関地方広域連合が有しておりました介護給付費準備基金にあつては予算に計上せず、介護給付費準備基金として本組合の基金と見なし、附則の経過措置に規定をいたしたところでございます。ちなみに平成 18 年度末の基金額は 5 億 3,790 万円ほどの見込みとなっております。また、市町が有しておりました介護給付費準備基金にありましては市町で処分をし、市町の平成 18 年度一般会計予算に編入をしていただき、予算計上の上、当組合に支出をいただこうとするものでございます。

次に、認第 30 号、行政組合高額介護サービス費資金貸付基金条例であります。

本条例は、高額介護サービス費、高額居宅支援サービス費が支給されるまでの間、介護給付費の支払いが困難な方に資金の貸し付けを行うため基金条例を制定いたしたものとなっております。基金

の額は、第2条で200万円とするものでございます。なお、解散いたしました一関地方広域連合が有しておりました高額介護サービス費資金貸付基金にありましては、予算に計上せず、この条例に基づき基金に繰り入れるものとなっております。また、既に貸し付けを行っているものにありましては、この条例によることとし、附則で経過措置を規定をいたしてございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 認第30号についてお聞きいたします。

高額介護サービス費資金貸付基金でございますが、これにつきましては、申請から決定、そして支給までの流れについて、こういうものは即時決定していただかないと具合が悪いものだと思っております。そこで、第3条に対象者が明記されておりますけれども、実際申請から決定の流れ、それから何日ぐらいで支給されるものなのか、それから前年度の構成団体の実績等についてお聞きをしたいと思っております。組合が設立されてから様々な行政からの決定通知が遅いという話をよく聞きます。そこで、追々、また他の議案でもこの点については問いますけれども、この基金の貸し付けについての決定方法、日数についてお聞きをいたします。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） まず期間でございますが、高額介護サービスにつきましては1割の負担が高額になったときということで、利用者負担区分によりまして上限額がございまして、それに基づきまして支給されるものでございます。そこで、大体半月から診療月、診査の月がございまして、長くかかりまして約1カ月後に支払い、支給になるということでございます。そこで、旧広域連合のときにもこの条例がございましたが、基金の額は同じ200万円がございましたが、利用者はございませんでした。ということは、高額介護サービスとそれからホテルコスト関係の特定入所者介護サービス費等々のサービス事業の方を利用するという観点からこの制度、基金の利用は広域連合のときもございませんですし、今現在でも利用者はないという状況でございます。以上です。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） ただいま答弁いただいたのは、高額介護サービス費の支給についてはというお答えだと思いましたが、私の質問したものは、この貸付基金の支給までの日数というか期間についてをお聞きいたしましたのでよろしくお願いたします。また再度お願いしますね。

それから、ほとんど実績がなかったという話でございますが、実際サービスを利用している方でサービス事業者には利用料の未払いの方が存在しているわけなんです、その点については組合の方でどのくらい把握しているのでしょうか。サービス事業者のサービスを使っている方がサービス利用料を未払いをしているという現状があるんですが、その点について組合では、どの程度こういう数について把握しているのか、そしてそういう方にこういう基金があるということをどういう方法で周知をなさっているのかお聞きいたします。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） まず期間につきましては、10日ないし20日というような短い期間でできるだけというふうにとっております。

それから未払い者等につきましては、今現在のところ未払い者につきましては、数字的にはないと、出てきていないというふうにとらえているところでございます。

それから、旧広域連合のときからこの制度がございましたが、これはインターネットで一度ございましたし、それから広報、それから旧広域連合の広報紙、単独の広報紙でも周知はいたしております。

ただ、周知はしておりますが、先ほど答弁申し上げましたとおり他の利用があるということで、これが実際には利用は現実になかったということでございます。あと先ほどの未払い関係につきましては、今数字を調べておりますので、お待ちしております。よろしくお願いいたします。

議長（菅原啓祐君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時32分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） 未払い関係につきましては把握しておりませんので、すみませんが、よろしくお願いいたします。

議長（菅原啓祐君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） これより一括して採決を行います。

認第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、右7件は承認することに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） 日程第39、認第31号から日程第42、認第34号まで、以上4件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第31号から認第34号までの専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日の本組合の設置に伴い専決処分したものであります。

認第31号は一関地区広域行政組合介護保険条例、認第32号は一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例、認第33号は一関地区広域行政組合浄化槽清掃業の許可申請手数料条例、認第34号は一関地区広域行政組合火葬場設置条例の制定について、それぞれ専決処分したものであります。なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、認第31号、行政組合介護保険条例についてでございます。

本案は介護保険について、法令の定めがあるもののほかについてこの条例で定めたものでございます。第2条で要介護、要支援認定などの審査判定業務を行います介護認定審査会の委員の定数等にありましては、その定数にあっては80人以内とするものであります。5人を標準といたしまして15合議体となっておりますところでございます。第3条にありましては、介護保険の運営に被保険者等の意見反映のため介護運営協議会の設置を規定いたしましたものでございまして、定数にありましては規則により規定をいたすものでございますが、任期を3年とし、15人以内といたしております。第4条にあり

ましては、組合が行います保健福祉事業を規定したものでございまして、認第 30 号で説明を申し上げました高額介護サービス費の資金貸付基金に係ります事業を規定いたしましたものとなっております。第 5 条にありましては、平成 18 年度から 20 年度までの保険料率を規定いたしましたものでございまして、第 1 号被保険者の保険料にありましては法により条例の定めとされておるところで、3 年間を通じ財政の均衡を保つこととされておるところでございます。第 1 号にありましては第 1 段階の方に適用しようとするものでございますが、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方で年額 2 万 1,000 円とするものでございます。第 2 号にありましては、平成 17 年度の法改正によりまして、これまでの第 2 段階が細分化されまして、所得の状況により第 2 段階、それから次の号の第 3 段階と設定されたものでございます。新たな第 2 段階の適用の方にありましては、合計所得金額と課税年金収入の合計金額が 80 万円以下で、世帯全員が市町村民税が非課税の方で年額 2 万 7,300 円とするものでございます。第 3 号にありましては、これまでの第 2 段階が細分化され、第 3 段階として合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円を超え、世帯全員が市町村民税非課税の方で年額 3 万 1,500 円、第 4 号は第 4 段階で基準額となっておりますが、本人は市町村民税非課税でございますが、世帯に市町村民税課税の方がいる方、年額 4 万 2,000 円、第 5 号は第 5 段階で本人が市町村民税課税で前年度の合計所得金額が 200 万円未満の方、年額 5 万 2,400 円、第 6 号は第 6 段階で本人が市町村民税課税で前年度の合計所得金額が 200 万円を超える方で、年額 6 万 2,900 円とするものでございます。第 6 条は普通徴収に係る納期の規定でございまして、7 月、9 月、11 月、1 月の 4 期とするものでございます。第 7 条は納期の特例を規定いたしましたもので、年度の初日とされている賦課期日後の資格取得者、喪失者等の保険料の月割算定を規定をいたしてございます。第 8 条は保険料額の通知、第 9 条、第 10 条は督促手数料、延滞金について規定をいたしてございます。第 11 条は、保険料の徴収猶予を規定をいたしてございまして、地方税法に定められた規定を準用いたしましたものとなっております。第 12 条にありましては保険料の減免を規定、第 13 条は保険料に関する申告を規定してございます。第 14 条から第 18 条にありましては、被保険者としての虚偽の届出等に係る過料を規定をいたしてございます。

次に附則、8 ページの方になりますが、第 2 条で延滞金の割合の特例規定をいたしてございますが、本文 10 条に規定をいたしております年 7.3% の割合につきましては、当分の間にあっては特例の規定によりまして年 4.1% とするものでございます。次に第 6 条は、公的年金控除等の最低補償額の引き下げ、高齢者の非課税限度額の廃止等、税制改正が行われたところでございまして、これらの改正によりまして、介護保険料の段階区分が引き上げとなる被保険者の保険料について、激変緩和を行うため特例を規定いたしましたものでございまして、第 6 条にありましては平成 18 年度に適用する額を規定をいたしてございます。第 6 条の第 2 項にありましては平成 19 年度に適用する額を規定をいたしてございます。

次に、認第 32 号、行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例でございまして、本条例は廃棄物の減量の推進、適正な処理を図る等生活環境を清潔にし、環境の保全、公衆衛生の向上と住民の快適な生活を確保するため制定したものでございます。第 2 条にありましては、条例に掲げました用語の意義について規定をいたしたものであり、第 3 条は一般廃棄物処理計画を規定をいたしており、この計画は法により定めることとされてございます。組合の処理基本計画、処理実施計画について策定する場合の関係市町長との協議を定めた場合の告示について規定をいたしたものでございます。第 4 条にありましては適正処理困難物の指定、事業者に対する回収指示ができる規定等となっております。第 5 条から第 7 条にありましては、家庭系一般廃棄物を処理する場合の組合の収集運搬、処分、住民が

排出する場合の方法等を規定をいたしてございます。第8条、第9条にありましては、事業者が排出する事業系一般廃棄物について規定をいたしたものとなっております。第10条にありましては廃棄物処理施設を設置する規定で、一関清掃、大東清掃、川崎清掃、舞川清掃、花泉清掃、東山清掃の6つのセンターを設置するもので、第11条から第18条にありましては、処理施設に搬入する資格、許可、行為の禁止等を規定をいたしたものとなっております。第19条から第22条にありましては、廃棄物処理手数料の規定、徴収時期、減免、また運搬業等の許可申請手数料を規定いたしたもので、具体的手数料については別表に規定をいたしたものでございます。第23条から第26条にありましては、許可業者が行います廃棄物処理料金に対する勧告、報告、改善、措置命令について規定をいたしたものとなっております。

次に、認第33号、浄化槽清掃業の許可申請手数料条例でございますが、この条例は浄化槽清掃業を営もうとする者の許可に係る申請手数料を規定したものでございます。第2条で申請1件につき2万円とするものとなっております。

次に、認第34号、火葬場設置条例であります。第2条で火葬場の名称、位置を定めるものであります。釣山斎苑、千厩斎苑の2カ所であります。第3条にありましては、使用対象者を規定をいたしてございますが、原則旧管内の区分といたしてございますが、施設の稼働状況に応じ双方の利用は可能といたしておるところでございます。使用料にありましては第7条に規定をいたし、具体的使用料は別表、6ページの方になりますが、ここに規定をいたしてございます。関係市町に住所のある方にありまして、これが第3条の第1項になりますが、12歳以上は1体1万5,000円、12歳未満1体7,500円と定めたところでございますが、各旧組合の使用料が異なっておった状況でございまして、使用料の負担が増えることとなります。釣山斎苑を利用する場合にありましては、激変緩和といたしまして附則4に規定をし、平成18年度にありましては12歳以上1万2,500円、12歳未満6,000円といたしたものでございます。また、待合室につきましては1室使用にありましては無料といたしまして、2室目から5,000円とするものでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 認第31号の議案についてお聞きしたいと思います。この介護保険料改定資料によりますと、今までの、例えば第1段階の方々には2万1,000円という形で全部、一関地方広域連合から旧町村すべてが高く設定されています。それで、結局生活保護受給者等の、いわゆる本当に低所得者、又は所得のない方々もここでは上がっております。ところが、第5段階、旧第6段階の6万7,200円、例えば千厩町等にあつては6万7,200円というふうな形で所得の多い方は多く設定されていましたが、今度は逆にそういうところも6万2,900円という形で、所得の多い方の部分は減らされているという点について、実態がないからこういう形にしたものか、実態があつても全体のバランスを取ることによってこういう設定をしたものか、その説明をお願いしたいと思います。

それから、せっかくですので、次、第32号について伺いたいと思います。参考資料の18ページと条文によってお聞きしたいわけですが、第23条にかかわって、業者によって地域での格差が出た場合、不公平な負担にならないかということと、それからこの説明書の資料の18ページの右上のところの一般廃棄物収集手数料という、その1のところですね。これは、市町又は組合が直接又は委託により収集運搬を行わない場合は手数料を徴収する、どう考えても、収集運搬を行わなければ手数料生じないのにわざわざこういうふうな表現にしたというのはどういうことなのか、私はどうしても理解ができないので、これは逆に収集運搬を行った場合、組合が直接又は委託によりやった場合、今手数料取

られていないわけですか。どうもこの中身がわからないので、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

それから、ついでに、社会福祉施設等に対する収集によって、今までは特養ホーム等のおむつ等についての収集について、いわゆる割引されて福祉施設に有利な形で運営されてきたものが今度、いろいろ施設を回って調査をしましたところ、1.5 倍になったという話がありますが、いわゆる福祉施設等の経営を考えた場合、今後も前回同様考慮すべきではないかというふうに私は考えますが、その点の、なぜ1.5 倍にまで引き上がるのか、その実態と考え方をお聞きしたいと思います。

認第34号の釣山斎苑、それから千厩斎苑の問題ですが、最後の高い方に合わせたということと、前の前の市長さんでしたかは、死んだときぐらいは無料でいいのではないかというような市長さんもあったそうですが、高い方に合わせたというその理由ですね、それから経過措置の、附則の4のところ、釣山斎苑において火葬しようとする者は、その第3条第1項に規定するものに係るこの条例の使用料のということの考え方ですが、ここには旧一関市、旧花泉町という文言が入っておりませんから、例えば千厩斎苑が満杯になって一関斎苑を使用せざるを得ないというふうな形で使用した場合も適用になるのか、地域によって差があるのだという規定になっているのか、そのことがわかりませんので、その見解を伺いたいと思います。以上です。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） 私の方から1点目につきましてお答えいたします。

附則、激変緩和の今回措置をやるわけでございますが、例えばご質問あった市町村民税非課税から高齢者年金受給者2万1,000円、それからこれが今までの段階、金額から上がっておるわけでございます。それにつきましては、1号被保険者の負担相当額、それから調整交付金相当額等々、それから介護給付費準備基金繰入額等を見まして、そして保険料を算出したところでございます。それで、保険料につきましてはご案内のとおり3,496円という保険料でございますが、これにつきましては準備基金を3億6,000万円取り崩し充当したと、その結果3,496円でございます。その金額を求める際に、1人当たりの保険料額というものがございます。各保険料段階の人数基準に対する加入者基準額に対する割合としまして、第1段階から第6段階まで、それから激変緩和等の数値を用いまして、3年間に耐えられる保険料の給付額というような形の中で保険料を定めまして、それに基づきまして国が定める各段階ごとの料率をかけた結果、2万1,000円というような形になりました。議員さんがおっしゃるとおり、確かに従前から見ますと2万1,000円がこれも上がっておりますが、その措置として税制改正がなかったというふうに仮定した場合のそういう控除額の大幅な改正がありますものですから、それを控除しまして基準額、その辺を変えまして激変緩和で配慮したということでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） お答えします。

先ほどのご質問は、第19条の廃棄物処理手数料の11ページの別表第1の家庭系ごみ処理手数料の右の欄の10キログラムにつき100円ということについての質問と理解してよろしいでしょうか。違いますか。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 先に火葬場の関係につきましてお答えを申し上げたいと思います。

いずれ、お話でありますと最終的なといいますか、そういう状況で無料というお話もいただいたところでございます。いずれこの火葬場にありましては、基本的には管理運営等を会社の方に委託して運営いたしてございます。詳細な資料はちょっと持ち合わせてございませんが、1体当たりの処理経

費におきましては、4万円ほどの経費が必要だというような状況でございます。それらを勘案しまして、いずれ統合の協議の中で、当初は1万5,000円というような格好で規定をしたいという考え方でございましたが、いろいろ協議の過程の段階を踏む中で、やっぱり一概に引き上げるというものは大変難しいであろうということで、平成18年度にありましてはその2分の1というような格好で、増える分の2分の1ですね、それをご負担いただくという格好で調整をさせていただいてございます。この調整額につきましては、いずれ財政調整基金の繰入金から繰り入れをいたしまして補てんするような格好にいたしてございますが、この金額にありましては216万5,000円ほど繰り入れしなければならないというような状況にありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、他の旧東磐井の方からその施設を利用する場合というようなお話もございました。いずれ、施設利用料でございますので、東の方々が釣山斎苑をご利用なされる場合は、平成18年度にありましては、12歳以上にありましては1万2,500円の金額というような規定となっておりますのでございます。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） お答えします。

先ほどの18ページの件でございますが、まずこの1、2、3については、従前にこうなったということなんです。といいますのは、廃掃法の中身からいきますと、業者が定めた料金を超えることができないという規定がありますので、それに基づいて従前はやっていたんですが、それを改めたということです。それから料金が高くなったというお話でございますが、それについては、当然調整段階で高い地域と安い地域、それから家庭系、事業系、そこによっても料金の違いがありましたので、それらを調整した結果、高くなったり安くなったりという部分がここに見られているということになります。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 今の答弁、ちょっと火葬場の方については、そうすると、最初に火葬場の方について伺いますが、距離的に千厩に行くよりは一関に行った方が有利だというふうに考えた場合には、こちらの利用が多くなっても、これはやむを得ないという展開なわけですね。そこを確認しておきたいと思います。

それから、今の富永課長の説明を、私はこの18ページの右上の1、これ市町村又は組合が直接又は委託により収集運搬を行わない場合というのは、行っていなければ手数料が発生しないわけですよ。なぜ行わない場合ということで手数料を徴収しない、行った場合に手数料を徴収しないという文章なら私も納得できるんですが、行わなかったら最初から手数料の発生がないわけではないんですか。そこを私理解できないから聞いているんですよ。まず、そのことね。それから、し尿の収集手数料について、2、3にかかわって、結局収集運搬料については事業者がその料金を設定するという前提に立って決まっているわけですが、そうすると、組合がそれは高すぎるよとか低すぎるよとかいうような勧告、命令を行うことができるというのであれば、一定の、例えば料金設定の範囲というものを規則か何かで決めておいて、それを超えたから下げなさいとか、それ以上もう少し取りなさいとかという勧告になるのか、そうすると規則というものがそこにあつてなのかどうか、そのことも説明していただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、私の方から火葬場の関係についてお答えを申し上げます。

火葬場につきましては施設使用料という規定の仕方でございますので、おっしゃるとおり東の方が

釣山斎苑をご使用なさる場合は規定のと通りの料金とするものでございます。ただ、壇上で私申し上げましたとおり、原則的には旧組合単位の施設利用をお願いしたい。施設能力の関係もあります関係上、原則的には旧単位でお願いしたいと。ただ、利用状況によりましては、空いている状況であれば、例えば川崎、一関寄りの方がこちらを利用したいというもので空いている状況であれば釣山でもご利用できるというものでございます。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） お答えします。

18 ページの 1、2 は同じことなんですね。というのは、委託している段階では料金を制定することができるということになっているわけです。ところが、例えばし尿収集につきましても、先ほど、議員さんの方では内容はおわかりかと思えますけれども、委託であれば料金を制定することができるという規定から持っていくと、許可でやるということは、ある意味で業者の方でそれなりの料金を設定するということになります。それから、料金が高くなりすぎた場合どうするんだというお話のことにつきましては、一応この条例の方に勧告することができるという、第 23 条等にありますが、いずれその時点で業者の方がただ単純に料金を上げるということを単純に認めるということはないということございまして、やはりそれなりの、私どもの方に、申請まではいかないんですが、ご相談をいただいた上でそれらの中身を精査した上でお答えを出すという形になろうと思います。

議長（菅原啓祐君） 3 番、高田一郎君。

3 番（高田一郎君） まず、今の一般廃棄物収集手数料についてお伺いしたいと思います。

今回の、特にし尿の収集運搬手数料につきましては、一関地方衛生組合については 10 リットル 63 円、東については 200 リットルまで 1,220 円、これを超える分についての料金も設定されております。これは今までそれぞれの組合で条例を、自治体で条例をつくって、その議会で議論をして料金を上げたり下げたりしてきたわけでありまして。今回の改定案を見ますと、許可業者が設定をするということで見直しをされました。そこで、既に 2 カ月が経っているわけですが、現在どういう状況になっているのか、合わせて許可業者の収集エリアですね、これまでは旧市町村ごとにそれぞれ許可業者が収集運搬をしてきました。今度は 1 つの自治体になってしまいました。こういう点でどのような対応をされるのか、ここについてもお伺いしたいと思います。

それから、認第 32、第 31 号の介護保険条例についてもお伺いしたいと思います。

今、鈴木英一議員も申し上げましたように、第 1 号被保険者の保険料が引き上げられました。先ほど事務局次長の方からは値上げに至った経過についてお話がされました。確かに次長さんが言うように、そういう計算方法でいけば上がるというのはもちろんだと思います。しかし、この介護保険制度の矛盾というのは医療保険と違って、保険料を払っても必要なサービスが受けられない。こういう矛盾がある中で引き上げをされたらどうなるのかという問題や課題が実はあると思います。そこで、鈴木英一議員も指摘したんですが、一番所得の低い階層が値上げをされ、一番高い階層が、どのぐらいの該当者がいるかわかりませんが、一番高い所得の階層が下げられると、この矛盾というのはどのように見たらいいのでしょうか。その辺についてもお伺いしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） 先ほどの料金の関係でございますが、いずれ料金統制の規制はできないということになります。それから、今の質問も、エリアの件とそれから料金のことでございますが、現在料金に変更になった地区は、花泉地域が 62 円から 63 円、一関と同じ金額になったということで、あと旧東磐井郡ですか、東磐井郡管内につきましては従来どおりでありまして 61 円、それから収集業

者の関係であります。これらについては今までどおりのエリアで行ってもらっています。といいますのは、現状の収集量につきましては、どちらの施設も3%ぐらいずつ減ってきています。これは公共下水道の絡みでございますので、それ以上業者を増やすという必要はないと考えておりますので、そのとおりの形で行っております。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） 各段階ごとの保険料の設定でございますが、議員さんがおっしゃるとおり、確かに第1段階と第6段階までございますが、その上がり幅で従前から見ますと、第1段階と第6段階のその上げ幅の比較で申し上げますと、非常に厳しい実態の数字にはなっておりますが、これにつきましては国が定めた各段階区分によりまして、各料率をかけて月額保険料、年額保険料ということで設定した額というふうになるものですから、その辺につきましては非常に厳しい実態ではございますが、この数字、金額でもってお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、高田一郎君。

3番（高田一郎君） し尿の収集手数料については、今回の見直しによって若干値上げされた地域もあるというお話でありました。そこでお伺いしたいと思います。し尿の収集運搬業務については、地方自治法に明確に述べているように、自治体固有の業務ですよね。本来は行政がやらなければならない。しかし、自治体の様々な事情があってやむを得ない場合は民間にお願いするというのがこの法の趣旨だと思うんですね。ですから、し尿の収集手数料についても公共料金、本来であれば議会の議論を経て決定しなければならない。しかし、こういった条例にしますと、同じ自治体に住んでいても格差が出てくるということも当然考えられると思います。同じ町に住んでいて、し尿の手数料が違う、あるいは一関地域に住んでいても、厳美の奥の方に行けば油代がかかるから高く設定しなければならない、民間であればこういう発想が働くわけでありまして。そういう事態になりかねないかという心配があるのでお聞きしたんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

条例の中身を見ますと、勧告や命令ができるとは言っていますが、適正な原価を著しく超えていると認めるときがそういう対応ができる。その適正な原価を著しく超えているというのは、一つはどういう判断なのかというのがよくわからないですね。広い地域でありますから、業者にしてみれば遠いところは大変だ、これやむを得ないということになるわけですよね。そういった場合には組合はどういう判断をして助言、勧告するのでしょうか。やむを得ないと判断するのか、そういうようなところをお伺いしたいというふうに思います。

それから、介護保険料についてお聞きしたいと思います。

介護保険制度については、制度そのものに根本的な問題、課題がありますから、私は、地方自治体で、組合ですべて解決しろというふうなことはそれは不可能だと思うんですね。しかし、今回の保険料が値上げする原因というのは、やはりこれまで一般会計で行ってきた介護予防、これがもう地域支援事業として保険料の中で対応しなければならない、あるいは国庫負担が50%から25%に減らされたという、そういうところに最大の問題があると思います。しかし、保険料を設定する場合は、払う方の立場に立ってやはり考えていかなければならないと思います。介護保険というのは、ご承知のように自治事務でありますから、組合の判断、市町村の判断で設定できるというふうに私は思うんですね。そういうときに、一番所得の低い、しかも、第1段階というのは市町村民税の非課税、これ以上いろんな税金を取ってはいけないと、最低生活を保障するという憲法第25条の理念に基づいて非課税措置という制度ができていますのであります。こういう、本当に低い階層からも取って、値上げをして、一番高い段階から安くするというこの保険料の設定の仕方に問題と申しますか、課題はないんですか。

自治事務でありますから、組合の判断で改善できないものかと、改善すべきではないかという立場でお聞きしましたので、その点についてお答えいただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） お答え申し上げます。

いずれ、何回も申し上げますが、許可事業とそれから委託というのはまるっきり相反するという状況下にありますので、今の許可事業者ということになれば、それは事業者の判断というものがある程度優先されることになると思います。ただ、その適正料金はどうかということなんですが、それはそのときの個々の判断に委ねるほかないのかなど。例えば今の状況であれば、燃料費がどんどん上がっているというふうな状況下であれば、多少その燃料費の分が収集料金に入れたいというふうなお話があった場合は、とりあえずは検討するというふうなことにはなるかと思いますが。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） 何回もお話しいたしますとおり、確かに議員さんのおっしゃることは重々わかるわけですが、県内の状況を見ましても、料率、基準額にける 0.5 とか 1.5 ですね、それによりまして年額保険料を出すわけですが、県内の動向、全国の動向を見ましても、国の示している料率をかけて出していると。確かに自治体でそれを、低い低所得の方を何とかならないかというようなことにつきましては重々わかりますが、保険料をまた 3 年間を保つという観点から、第 3 期事業計画におきましてもそのように定めたところがございますので、ひとつご理解をよろしく願いたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 3 番、高田一郎君。

3 番（高田一郎君） 最後にいたします。

し尿の収集手数料についてですけれども、確かに富永課長が言うように許可業者であれば業者の判断、そのとおり理論的に成り立ちます。しかし今までも、許可業者でありながらそれぞれの組合、市町村で料金設定したわけですよ。そうしますと、以前の対応がまずかったのかということになるとと思いますが、その辺についてはどのようなご見解をお持ちなのかということと、今の答弁でいいますと、同じ町に住んでいて料金の格差があっても、これは組合としてやむを得ないということで判断してよいかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、介護保険についてですけれども、全国的には自治事務ということで 6 段階を 7 段階にするとか、あるいは一般会計から繰り入れて極力値上げを押さえると、そういうことを行っている自治体もあると聞いています。そうですから、やる気になればやれるのかなという思いもしておりますが、特に今回の改正の中身を見ますと、例えば一番高い 6 段階、これまでは年額 6 万 7,200 円でした。これが今回の改正で、今まで合計所得金額が 400 万円以上の方々が対象だったものを今度は 200 万円以上というくくりになって 6 万 2,900 円に値下げされるわけですね、逆に。しかし、市町村民税非課税で生活保護並みの生活を余儀なくされている方は、一関地域でいえば 3,000 円も上がってしまうと。これは様々な理由を述べてやむを得ないというお話でしたが、組合の努力でこれは改善できないものかどうかお聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） お答えいたします。

保険料の設定につきましても、第 3 期介護保険事業計画、議員さんのお手元にいらっしゃると思いますが、これにつきましても十分、策定委員会を開催いたしまして、委員さんにご審議、ご協議いただきまして、料率についても、また各段階ごとの基準についても、それから 3 年間に耐えられる保険料

というようなことをご議論いただきまして、事業計画を定めたところでお示したところでございます。そのことにそういうご意見もございましたが、3年間耐えられると。それから、確かに何度も申し上げますとおり、低所得者と高額所得者のその差、金額の差といいますか、そこが非常に厳しいところではございますが、事業計画にも定めてありますとおり、この計画どおりに実施してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） お答えします。

条例に規定したということにつきましては、廃掃法上、廃棄物処理法上は好ましくなかったということが現実でございました。したがって、今回のようなことになりましたけれども、いずれ今後、地域格差というものをやっぱり配慮しながらやっていかなければいけないのかなど、どうしても今のように入集量が減少していくということがまたもう一つの問題になると思いますので、そこら辺配慮しながらやっていかざるを得ないというふうに考えております。

議長（菅原啓祐君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 一括採決ですか、個別採決ですか。できれば個別採決にここの分はしていただきたいと。お願いします。

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） これより個別に採決を行います。

認第31号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立多数。

よって、認第31号は、承認することに決定いたしました。

次に、認第32号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立多数。

よって、認第32号は、承認することに決定いたしました。

次に、認第33号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、認第33号は、承認することに決定いたしました。

次に、認第34号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立多数。

よって、認第34号は、承認することに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） 日程第43、認第35号及び日程第44、認第36号まで、以上2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第 35 号及び認第 36 号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 18 年 4 月 1 日の本組合の設置に伴い専決処分したものであります。認第 35 号は平成 18 年度一関地区広域行政組合一般会計暫定予算、認第 36 号は平成 18 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計暫定予算について、それぞれ専決処分したものであります。なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、認第 35 号、一般会計暫定予算、それから認第 36 号、介護保険特別会計暫定予算について、補足説明を申し上げます。

この暫定予算にありましては、後ほど提案いたします本予算のうち、4 月から 6 月までの期間に支払いが必要となります人件費、各施設の管理経費、介護サービスに要する経費、旧組合から引き継がれた精算事務経費と、これらのものについて計上いたしたところでございます。暫定予算の目的にありましては、3 カ月間の歳出予算の編成が目的でありますので、歳入にありましては歳出に見合う構成市町負担金等、また被保険者等の保険料の見込額を計上いたしたものでございます。後ほどの議案となっております本予算に吸収されるものとなっております。以上が暫定予算の内容でありますので、補足説明にありましては各会計とも第 1 表により専決処分した歳入歳出予算暫定予算総額を基本に申し上げたいと思います。

まず、暫定予算書の 2 ページをお開き願いたいと思います。

まず、認第 35 号の一般会計であります。この会計にありましては、行政組合の議会、総務管理、監査、火葬場、ごみ処理等に係る事務を行います会計となっております。歳入にありましては、1 款分担金負担金は構成市町の分担金で、2 款使用料手数料にありましては斎苑の使用料、ごみ、し尿手数料、7 款諸収入にありましては旧組合の歳計余剰金、精算金でございます。それから 3 款の国庫支出金、4 款、5 款、6 款にありましては整理科目として各 1,000 円とし、歳入合計を 5 億 8,662 万 5,000 円といたしたところでございます。歳出にありましては 3 ページとなっております。1 款議会費にありましては 2 万 7,000 円、2 款総務費が 1,129 万 5,000 円、火葬場管理、ごみ処理、し尿処理に要する経費として 3 款衛生費 5 億 7,221 万 7,000 円、4 款公債費 8 万 5,000 円、5 款諸支出金 1,000 円、6 款予備費 300 万円としたところでございます。

次に、認第 36 号の介護保険特別会計でございますが、6 ページ、7 ページをご覧をいただきたいと思います。この会計にありましては、介護保険事業に係る経費が目的の会計でございます。まず、保険事業勘定で歳入にありましては、1 款は第 1 号被保険者の保険料、2 款分担金負担金は構成市町の分担金、4 款国庫支出金は国の負担金、旧組合等の精算に係る補助金、5 款支払基金交付金は旧組合の精算に係る介護給付費交付金、6 款県支出金は旧組合に係る県の負担金、7 款財産収入、8 款繰入金で歳入合計を 23 億 9,331 万 8,000 円としたところでございます。歳出にありましては、8 ページとなっておりますが、総務管理、賦課徴収、認定調査に係る経費といたしまして 1 款総務費 9,661 万 9,000 円、介護サービス費であります 2 款保険給付費 22 億 4,024 万 7,000 円、3 款、4 款にありましては整理科目として各 1,000 円、5 款地域支援事業交付金は構成市町村で実施する介護予防事業に係る経費、包括支援事業等事業費として 5,235 万円、そのほか公債費、諸支出金 予備費といたしたところでございます。

それから 9 ページ、10 ページにありましては、介護サービス勘定となっております。介護予防支援事業を目的とする勘定でございます。歳入歳出を 994 万円としたところでございます。以上が暫

定予算となっております。よろしくお願いを申し上げます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 説明資料32ページ、1款3項1目認定調査費であります。これにつきまして、先ほど行政からの決定、それから通知が様々遅れているという指摘をいたしました。その最たるものが、要介護認定の結果が遅いということに住民の方、それからケアマネージャー、それから事業者から出されております。例えば、4月で認定が切れる、それまで施設に入っている、施設に入っているも認定の結果次第では出なければならない、そういう方に対しても1週間前にやっと結果が通知されるというようなことで、大変現場では、住民は混乱しているということでもあります。

そこで、この認定調査事務でございますが、要介護認定の結果は30日以内に出さなければならないということになっておりますが、この組合ができてから結果について30日以内、それから30日を超えて通知しているという数を教えていただきたいと思っております。

それから、審査会の回数ですが、結果が遅れるということに対して、審査会の回数については当初の予定どおり実施されているのかどうか、この点についてもお聞きいたします。

それからもう一つ、認定の更新なんですが、当初、平成12年に介護保険ができた当時は認定の効力というのはおおむね6カ月という話でありました。ところが最近の認定結果は軽い方、要支援、それから要介護、軽い方まで2年の有効期間で通知をしているという話もお聞きいたしました。それは事実なのかということを確認させていただきたいと思っております。平成12年におおむね6カ月という更新の時期でスタートしたんですが、途中で介護度の重い方で常態が固定されるような方については、1年の更新もいいですよというような国からの通知があったわけでございますが、今回組合になって、軽い方でも1年、2年の期間で通知されているということがあるようでございますが、それは例えば国から何か指針が出ているとか、県からそういう通知が出ているとか、そういうものに基づいて行われているのかどうか、この二つの分野についてお聞きをいたします。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） お答えします。

まず、一つ、1点目でございますが、審査会をして二次審査、二次判定しまして、それから介護度決定なるわけですが、議員さんおっしゃるとおり申請から原則は30日以内に決定するというようになっております。それで、新一関地区広域行政組合になってからある県立病院の関係で事務が輻輳しているということで、主治医の意見書が非常に遅れて困っております、実は管理者名で病院の方に主治医の意見書を早く出してくださいというお願いをしましたし、なお直接、担当医の方に会って、主治医の意見書が出ないと判定ができないということをお願いをして参ったところでございまして、それが出てきましたので、その関係で遅れた分が新一関地区広域行政組合になってからございました。

それから、認定審査でございますが、今、毎週休みなしに西と東15合議体ということでございますので、ほとんど毎週、15の75になりますが、75人のあれですが、休みなしに土日以外はやっているという状況でございます。

それから期間の関係でございますが、期間については新規、要するに更新については1年、それで最近の東の、東磐の審査もございまして、文書通達もございまして、これは課長会議でもそういう説明がありましたが、最大24月ということで、新規は別でございまして、更新につきましては24月ができるという規定がございまして、そのような取り扱い、それをしませんと、非常に審査会が頻繁にもう回りきれない状況にございまして、まだ制度上もそういう制度に通達になっておりますので、

それに基づきまして最大 24 と、原則は 12 カ月、それから 6 カ月というような方針、区変、新規というような形の中で区分をして実施しております。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 2 番、神崎浩之君。

2 番（神崎浩之君） 今の更新については、国の方が制度設計が非常に無理があるという内容ですから、事務局の方は大変お困りではないかなというふうにお察しは申し上げます。要介護認定の結果については、30 日以内で決定する割合がどのくらいなのか、30 日を超える分がどのくらいなのかというのをちょっとお聞きしたいと思っております。とにかく様々な面で決定の通知が遅いと、住宅改修についても申請してから、申請したときは自宅にいたんだけど、決定した時点ではもう入院してしまっていたというようなことも聞いております。そんなことで、何で様々な、認定以外にも行政からの通知が遅いのか、これは恐らく組合の中の業務の問題もあると思うんですが、各市町村の窓口でも結果が遅いということで、だいぶ、同じ行政内部なんですけれども困っているという声が聞かれております。そこで、再度認定の結果についてお答えをいただきたいと思っております。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） 数値につきましては押さえてございませんので、議員さんがおっしゃるとおり事務にあっては適切に、スムーズにということでございますので、より以上遅くならないように、住宅サービスも含めまして、さらに努力してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（菅原啓祐君） 2 番、神崎浩之君。

2 番（神崎浩之君） 先ほどの質問も、それから今の件もですが、数字をとらえていないということが多いわけなんです。それだけ業務が煩雑でさぞ大変だろうなというふうに理解もするわけですが、管理者も今日はお見えでございますので、管理者の方から、現場では住民の方からは通知が遅いと、それから、組合含め現場の方では、担当者の方でも一生懸命やっているんですけども、なかなか業務が追いついていかないということを管理者は把握しているのかどうか、もし把握しているのであれば今後住民に迷惑をかけないように、今日の伺いました所信表明にもありましたですけども、広域を処理する事業の推進に当たっては、住民の皆様、構成市町の窓口、相談、申請、届出、保険料の納付に支障を来さないように配慮するという事なんですけども、もう既に支障きたしているの、この辺についてこれからどういうふうに組合を指導していくのか、支援していくのか、そこを管理者の方からちょっと、一言いただきたいと思っております。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 介護につきましてはなかなか大変な面もあるようございますけれども、例えばお医者さんの、医師会の側の方々とか、あるいは行政の方も、行政も一緒になったばかりで非常に煩雑、いろいろ輻輳していると、病院もまた変わったばかりで非常に混雑をしているといったようなことございましょうから、私はいずれ、今だけをとりえて全部すべきだとは思っておりません。だんだんに落ち着いてくるものと思っております。しかしながら、その辺も担当者からよく聞き取りながら対処していきたいと、このように思います。

議長（菅原啓祐君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより一括して採決を行います。

認第 35 号、第 36 号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立多数。

よって、右 2 件は承認することに決定いたしました。

議長(菅原啓祐君) 日程第 45、認第 37 号から日程第 48、認第 40 号まで、以上 4 件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 認第 37 号から認第 39 号まで、初めに提案理由を申し上げます。

本案は、平成 18 年 4 月 1 日の本組合の設置に伴い、同日専決処分したものであります。

認第 37 号は公平委員会の事務を岩手県人事委員会に委託することに関し岩手県と協議すること、認第 38 号は本組合の岩手県市町村総合事務組合への加入することについての協議、認第 39 号は株式会社岩手銀行を指定金融機関に指定することに関し、それぞれ専決処分したものであります。

次に、認第 40 号の専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、岩手沿岸南部広域環境組合の岩手県市町村総合事務組合への加入等の協議に関し専決処分したものであります。

議長(菅原啓祐君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

議長(菅原啓祐君) これより一括して採決を行います。

認第 37 号、第 38 号、第 39 号、第 40 号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、右 4 件は承認することに決定いたしました。

議長(菅原啓祐君) 日程第 49、議案第 1 号及び日程第 50、議案第 2 号まで、以上 2 件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第 1 号、一関地区広域行政組合監査委員条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の規定により条例で定めることとされている組合の監査委員に関し必要な事項及び監査委員事務局について定めようとするものであります。

議案第 2 号、一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、提案理由を申し上げます。

本案は、議会の議長、副議長及び議員並びに監査委員に支給する報酬の額について追加するため、所要の改正をしようとするものであります。なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、議案第1号について、補足説明を申し上げます。

本案は、条例事項とされている監査委員に関する事項等について定めようとするものでございます。監査委員の定数にありましては、組合格約第15条に2人を置くと規定いたしておるところでございます。条例案でございますが、第2条は定期監査に係る監査委員の関係機関への通知を規定いたしてございます。第3条がいわゆる例月出納検査の規定となつてございますが、毎月25日とするものでございます。第4条は公表告示の規定でございますが、組合公告式条例を準用するものでございます。第5条は監査委員事務局を規定いたしましたものでございますが、事務局職員にありましては一関市の職員を併任とするものでございます。

次に、議案第2号、行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、議長、副議長及び議員、監査委員の職に係る特別職の報酬を規定するため、所要の改正をしようとするものでございます。定めようとする報酬につきましては、2ページの別表の方になってございますが、議長にありましては年額3万6,000円、副議長3万2,000円、議員3万円とし、監査委員にありましては識見委員3万円、議選委員2万円としようとするものであります。この公職以外の特別職にありましては、認第19号で説明申し上げました報酬で、管理者、副管理者、収入役にあつては支給しないとする規定となつてございます。

それから3ページの方に参考資料がございますので、そちらをお開き願いたいと思います。表の上段にありましては、旧組合、広域連合、両磐地区消防組合の特別職の報酬額を参考として載せてございます。下段にありましては他組合、それから連合の状況でございます。議長、副議長、議員の定めようとする報酬額にありましては、旧4組合の平均として上段の右の方に掲げております額の1,000円未満を四捨五入し調整をいたしましたものとなつてございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よつて、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより一括して採決を行います。

議案第1号、第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よつて、右2件は原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第51、議案第3号から日程第55、議案第7号まで、以上5件を一括議題いたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 議案第3号、一関地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定により、条例で定めることとされている人事行政の運営等の状況の公表に関し、一関市の条例を準用しようとするものであります。

議案第4号、一関地区広域行政組合財政事情報告書の作成及び公表に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の規定により、条例で定めることとされている財政事情報告書の作成及び公表に関し、一関市の条例を準用しようとするものであります。

議案第5号、一関地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し、一関市の条例を準用しようとするものであります。

議案第6号、一関地区広域行政組合の長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議案第7号、一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、組合が設置する一般廃棄物処理施設にかかわる生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関し必要な事項を定めようとするものであります。なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、議案第3号、組合人事行政の運営等の公表に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

平成16年度の地方公務員法の改正によりまして、人事行政の運営等の状況の公表について義務づけされたところをごさいます。一関市の条例を準用するものでございますが、具体の公表にありましては、市の条例の例によりまして、任免、職員の人数、給与の状況等々について、12月末までに公表しようとするものでございます。

次に、議案第4号、行政組合の財政事情報告書の作成及び公表に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この条例にありましても、一関市の条例を包括的に準用するものでございますが、市で規定をいたしております財政事情報告書に記載すべき事項にあります予算編成の状況、収入収支の概況、財産、公債、一時借入金の現在高等については5月、11月に公表するもので、公表にあつては公告式条例の規定とされておるところでございます。

次に、議案第5号、行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案にありましては、地方自治法に基づきまして、議会の議決に付すべき契約、財産の取得又は処分は条例で定めることとされてございます。市の例によるものとしようとするものでございますが、

市で規定しております議会に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負、財産の取得又は処分にあつては、予定価格2,000万円以上の不動産、もしくは動産の売り払い又は不動産の信託の受益権の買入れ、もしくは売り払いの例によるものとしようとするものでございます。

議案第6号、行政組合の長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案にありましては、地方自治法に基づきまして、長期継続契約ができる契約は条例の定めとされておりますことから条例制定しようとするものでございます。締結できる契約にありましては、第2条に規定をしようとするものでございまして、車両、機械、機器、物品の賃貸借契約、保守点検等に係る業務委託契約、ソフトウェアの使用契約、施設等の管理に係る業務委託契約のほか、第4号に掲げる契約としようとするものであります。

次に、議案第7号、行政組合の一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてでございますが、本案は、行政組合が設置する一般廃棄物処理施設について、設置に係る届出、変更に係る届出に際し、大気汚染、水質、騒音、振動、地盤沈下等の生活環境に及ぼす影響についての調査等についての結果、また施設の処理内容等の書類の縦覧手続等を定め、利害関係者の意見の提出する機会を与えるため、条例制定をしようとするものでございます。対象施設は第2条で規定をいたしてございまして、法に規定されているごみ処理施設、最終処分場とするものであります。第3条は縦覧すべき事項、第4条は縦覧の場所、期間を規定をいたしてございます。第5条、第6条にありましては意見書の提出先の告示、提出期限を規定したものとなつてございます。第7条にありましては、他の法、県条例により告示、縦覧を経たものにあつては除くとするものでございます。第8条は、組合構成市町村以外に及ぼす設置等の場合に関係市町村との協議を規定したものとつてございます。新行政組合にありましては、今後、平成18年度から20年度事業として大東清掃センターの旧焼却施設の解体工事等を計画しておるところでございまして、生活環境影響調査に準じた調査を実施しながら周辺地域の環境保全を図らなければならないことからこの条例を制定いたしまして、利害関係者の意見書を提出する機会を与えようとするものでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よつて、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） これより一括して採決を行います。

議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よつて、右5件は原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第56、議案第8号及び日程第57、議案第9号まで、以上2件を一括議題とい

たします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 議案第8号、平成18年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を30億1,067万1,000円と定めようとするものであります。

3ページとなりますが、目的別歳出は第1表のとおりで、議会費155万3,000円、総務費1億387万9,000円、衛生費19億2,961万4,000円、公債費9億7,262万4,000円、諸支出金1,000円、予備費300万円といたしました。これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金24億6,034万7,000円、使用料及び手数料2億6,440万3,000円、国庫支出金2,456万9,000円、財産収入4,080万3,000円、寄附金1,000円、繰入金2,620万6,000円、諸収入1億6,014万2,000円、組合債3,420万円を見込みました。

4ページ、5ページをお開き願います。

第2表、継続費につきましては、大東清掃センター廃棄物処理施設整備事業について継続費を設定しようとするものであります。第3表、地方債につきましては、廃棄物処理施設整備事業について限度額等を定めようとするものであります。また、一時借入金の最高額は1億円といたしました。

次、7ページをお開き願います。

議案第9号、平成18年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を104億1,495万3,000円、またサービス勘定につきましては歳入歳出予算の総額を4,816万円と定めようとするものであります。

10ページをお開き願います。

まず、事業勘定について申し上げます。事業勘定の目的別歳出は第1表のとおりで、総務費2億9,041万2,000円、保険給付費99億2,173万8,000円、財政安定化基金拠出金984万円、基金積立金1,000円、地域支援事業交付金1億8,766万1,000円、公債費130万円、諸支出金300万1,000円、予備費100万円といたしました。これを賄う財源といたしましては、8、9ページとなりますが、保険料16億3,118万円、分担金及び負担金14億6,606万6,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金23億587万4,000円、支払基金交付金31億2,355万4,000円、県支出金14億6,859万8,000円、財産収入2,000円、繰入金1億9,110万8,000円、諸収入2億2,837万1,000円を見込みました。

12ページをお開き願います。

サービス勘定の目的別歳出はサービス事業費4,815万9,000円、諸支出金1,000円といたしました。これを賄う財源といたしましては、11ページとなりますが、サービス収入4,815万8,000円、繰入金1,000円、諸収入1,000円を見込みました。また、7ページとなりますが、一時借入金の最高額は8億円といたしました。なお、一般会計につきましては事務局長及び環境衛生課長から、特別会計につきましては事務局次長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、平成18年度の広域行政組合の予算について、補足説明を申し上げます。

私の方からは一般会計予算の歳入、それから歳出にありましては1款議会費、2款総務費について

説明を申し上げます。

まず、一般会計の歳入であります。予算書の15ページをお開きを願いたいと思います。

1款1項1目の総務費分担金でございますが、これにありましては議会費、総務管理費、それから監査委員費、一時借入金の利子、予備費に係る経費を分担をいただくというものでございまして、一関市が9分の7、平泉町、藤沢町にありましては各9分の1となっております。分担の額にありましては、説明欄記載の額となっております。次に、2目の衛生費分担金の1節衛生総務費分担金にありましては、衛生総務費に係る経費を分担をいただくものでございまして、均等割として10%、人口割を90%として、金額にありましては説明欄記載のとおりとなっております。2節火葬場費分担金、3節ごみ処理費分担金、4節し尿処理費分担金にありましては、それぞれの施設に係る分担金となっております。均等割10%、利用割90%となっております。それぞれの市町分担金にありましては説明欄記載のとおりとなっております。

次のページをご覧くださいと思います。16ページになってございます。

1款2項1目の建設事業費負担金でございます。これにありましては、過去の旧組合の地方債の借入分について、従来の負担割合としているものでございまして、歳出の4款の公債費の償還に充てる財源となっております。節にありましては、1節が火葬場整備費事業負担金、2節がごみ処理施設の負担金、3節がし尿施設に係る公債費の負担金となっております。

次に、2款1項2目火葬場使用料でございます。1節の釣山斎苑使用料にありましては、現年度分1,164件を見込んだところでございます。2節の千厩斎苑使用料にありましては、現年度分934件を見込んだところとなっております。

次に17ページになりますが、2款2項1目許可申請手数料の1節一般廃棄物処理業許可申請手数料でありまして、これはごみ処理業、それからし尿浄化槽、汚泥処理業等に係る32件分を見込んだところとなっております。2節の浄化槽清掃業許可申請手数料にありましては、7件分を見込んだところとなっております。2目のごみ処理手数料の1節一関清掃センター手数料、これにありましては説明欄記載のとおり、事業系一般廃棄物にありましては7,239トン分、あわせ産廃にありましては936トン分を見込み、また以下、粗大ごみ収集、粗大ごみ持込分、旧精算分については説明欄記載のとおりとなっております。2節の大東清掃センター手数料にありましては、事業系一般廃棄物にありましては3,500トン分を見込み、あわせ産廃分は10トン分を見込んだところとなっております。3目のし尿処理手数料、1節の一関清掃センター手数料にありましては、現年度分6万6,000キロリットルを見込んだところでございます。2節の川崎清掃センター手数料にありましては、現年度分3万4,512キロリットルを見込んだところとなっております。

次に18ページになります。

3款1項1目の衛生費国庫補助金にありましては、1節の循環型社会形成交付金は、大東清掃センターに係ります旧焼却施設の解体に対する交付金となっております。3分の1の交付金となっております。

4款1項1目の財産貸付収入であります。1節の土地建物貸付収入、600万円となっております。そのうち伝染病隔離病舎、岩手県に貸し付けいたしております金額583万3,000円がございまして、これにつきましては、歳出の4節の公債費のところに充当をいたすものとなっております。このほか土地建物貸付収入にありましては、N T Tの電柱、それから電力柱等、それらの貸し付けとなっております。4款2項の2目物品売払収入でございますが、これにありましては資源物、その他再生品の売上代金となっております。

次の19ページの6款1項1目財政調整基金繰入金にありましては、財源不足額を補うための財源といたしまして2,620万6,000円を繰り入れしようとするものでございます。

7款2項の3節雑入でございますが、説明欄にありますプラント保険収入、これにありましては、リサイクルプラザの破碎機修繕に係ります全国都市清掃会議のプラント保険の歳入となっております。その他雑入のその下は旧組合等の剰余金となっております。それぞれ旧組合の剰余金1億3,848万1,000円を計上いたしたところとなっております。

次に、20ページになりますが、8款1項1目の衛生債、1節の廃棄物処理施設整備事業債にありましては、大東清掃センターに係ります地方債3,420万円を見込んだところとなっております。

次に、歳出になりますが、21ページ、1款1項1目の組合議会費でございます。説明欄、議員報酬にありましては18人分といたしまして12分の11カ月分を見込んだところでございます。

次に、2款1項1目の総務管理費にありましては、説明欄、職員給与費、総務管理課の方に係ります職員3人分、それから一般管理費といたしましては、大きいところではホームページ作成委託料が300万円を見込んでございますし、財政調整基金の積立金といたしまして5,607万円を見込んだところとなっております。

次に22ページになりますが、2款2項1目の監査委員費でございます。1節の報酬、説明欄の監査委員報酬2人分となっております。これにありましては12分の10カ月分を見込んだところとなっております。私の方からは以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） それでは、私の方から環境衛生総務費関係の説明をいたします。

まず、3款の衛生費、1項の衛生総務費、1の衛生総務費でございます。ここの説明欄にございます環境教育費でございますが、この事業には環境学習指導員を配置して、管内の環境教育の実施、又は他の市町村等からの視察等の受け入れを行ってまいります。平成17年度は76件ということで前年度より5件ほど多くなっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

24ページの3款の衛生費、2項の火葬場管理費、1目の釣山斎苑管理費でございます。13節委託料2,528万5,000円、15節工事請負費1,330万円でございます。3款の衛生費、2項の火葬場管理費、2目の千厩斎苑管理費でございます。13節委託料1,720万2,000円、15節工事請負費485万円でございます。釣山斎苑及び千厩斎苑はそれぞれの火葬場の維持管理をするため、業種ごとに業務委託をするとともに、年度ごとに計画的な補修工事を実施してまいります。

続きまして、25ページでございます。

3款の衛生費、3項のごみ処理費、1目の一関清掃センター費でございます。説明欄にあります粗大ごみ収集運搬事業でございます。この予算額につきましては26ページの冒頭の方に記載になっておりますので、そちらを見ていただきたいと思います。一関地域は前年度個別収集を行った地区を除いた地区の個別収集を行ってまいります。また、花泉地域及び平泉町につきましては、東磐地区と同様に拠点収集となります。予算書の26ページ、3款の衛生費、3項のごみ処理費、2目の大東清掃センター費でございます。説明欄の主なものを申し上げますと、ごみ処理焼却施設管理事務の環境測定業務委託でございます。これにつきましては、地域住民と締結している公害防止協定書に基づき、排ガス中のダイオキシン類、煤塵、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等の測定、また大気、土壌、井戸水等のダイオキシン類、騒音、振動、悪臭、臭気等の測定を行う事業でございます。

予算書の27ページをお願いいたします。

3 款の衛生費、3 項のごみ処理費、3 目の舞川清掃センター費、4 目の花泉清掃センター費、5 目の東山清掃センター費でございますが、舞川、花泉、東山の各清掃センターの処分場につきましては、それぞれの埋め立て状況を勘案し、効率的な運用を図るとともに、関係市町と連携し、住民並びに事業者に対し排出抑制の啓発を図り、資源の有効活用を促進するなどにより埋め立て地の延命化に努めてまいりたいと思います。3 款の衛生費、3 項のごみ処理費、6 目のごみ処理施設整備費でございます。この施設整備は平成 18 年度から平成 20 年度で行われます。この施設整備によるストックヤード建設に伴い、東磐地区において実施していないその他プラスチック収集の受け入れ態勢が整うこととなりますので、平成 21 年度を開所目途に検討を進めてまいります。

予算書の 28 ページをお願いいたします。

3 款の衛生費、4 項のし尿処理費、1 目の一関清掃センター費でございます。13 節委託料 5,191 万 8,000 円、15 節工事請負費 3,740 万円でございます。3 款の衛生費、4 項のし尿処理費、2 目の川崎清掃センター費でございます。13 節委託料 3,763 万 7,000 円、15 節工事請負費 2,244 万 5,000 円でございます。一関清掃センター及び川崎清掃センターは、それぞれのし尿処理施設の維持管理をするため、業種ごとに業務委託をするとともに、年度ごとに計画的な補修工事を実施してまいります。以上でございます。

議 長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） 私の方からは、介護保険特別会計予算の説明をいたします。

48 ページ、49 ページをお開き願います。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目総務管理費、1 節報酬 36 万円につきましては、介護保険運営協議会委員報酬 15 名分で年 6 回の開催を見込んでおります。説明欄の介護相談員派遣事業費 294 万円は、介護相談員 3 名分の人件費的性格の報償費等でございます。派遣職員負担金 800 万円は、平泉町からの派遣職員 1 名分の人件費でございます。13 節委託料 1,365 万 3,000 円は、電算関係のソフト及び保守管理経費でございます。49 ページの 1 款 2 項 1 目賦課徴収費につきましては、電算委託料及び普通徴収納付書等の印刷に係る経費でございます。3 項 1 目認定審査費につきましては、説明欄、介護認定審査会委員報酬 75 名分 2,422 万 5,000 円は、年間 255 回の審査会を見込んでございます。介護認定調査委員の報酬 1,802 万 9,000 円は、介護支援専門員の有資格者であります調査員 8 名分の報酬でございます。主治医意見書作成手数料 3,843 万円は、8,900 件を見込んでございます。介護認定調査委託料 1,236 万円は認定調査民間委託 4,000 件を見込んでございます。

50 ページ、51 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目介護サービス費、説明欄、現年度介護サービス費 81 億 2,604 万 2,000 円は、要介護者に対する給付分です。2 目介護予防サービス費、説明欄、現年度介護予防サービス費 5 億 8,108 万 1,000 円は、要支援者に対する給付分です。4 目高額介護等サービス費、説明欄、5,724 万 2,000 円は、利用者負担額が一定額を超えた場合に給付するものでございます。5 目特定入所者介護サービス費、説明欄、4 億 9,204 万円は、介護保険施設等の食費、居住費について、所得に応じまして負担額を超えた場合に給付するものでございます。

3 款 1 項 1 目財政安定化基金拠出金 984 万円は、県に設置いたしております安定化基金への拠出金で、標準給付費の見込額の 0.1%相当額です。

51 ページの 5 款 1 項 1 目交付金事業費 6,749 万円は、介護予防事業費として構成市町へ委託して行うもので、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上事業などがございます。5 款 2 項 1 目交付金事業費 1 億 1,763 万 8,000 円についてですが、これは西部及び東部包括センターに係る経費でございま

す。説明欄の任意事業委託料 1,448 万 9,000 円は、介護予防任意事業費として構成市町へ委託して行うものでございます。内容といたしましては、家族介護教室、介護用品の支給、介護者交流会などでございます。実態把握事業委託料 494 万 3,000 円は、在宅介護支援センターへ高齢者の把握等を委託するものでございます。2 目一般事業費 253 万 3,000 円は、車両のリース代及び電算システムの使用料などでございます。

これを賄う財源でございますが、前に戻りますが、43 ページをお開き願います。歳入ですが、1 款 1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料 13 億 8,480 万 3,000 円は、第 1 号被保険者保険料特別徴収に係る被保険者 3 万 3,000 人を見込んだ額でございます。2 節現年度分普通徴収保険料 2 億 4,437 万 7,000 円は、第 1 号被保険者保険料普通徴収に係る被保険者 8,000 人を見込んだ額でございます。2 款 1 項 1 目 1 節介護給付費分担金 14 億 6,606 万 6,000 円は構成市町の分担金で、その額は説明欄記載のとおりでございます。保険給付費につきましては高齢者人口割 10%、給付割 90%、地域支援事業費は高齢者人口割 100%、その他の経費、均等割 10%、高齢者人口割 90%となっております。

44 ページ、45 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分 16 億 4,238 万 9,000 円ですが、在宅系は保険給付費の 20%、施設系は 15%を見込んでございます。4 款 2 項 1 目調整交付金、1 節現年度分 5 億 9,896 万 8,000 円は、保険給付費の 6.4%を見込んでおります。2 目介護予防事業交付金は、事業費の 25%を見込んでございます。3 目包括的支援等事業費 4,764 万 3,000 円は、事業費の 40.5%を見込んでおります。

45 ページになりますが、5 款 1 項 1 目介護給付費交付金、1 節現年度分 28 億 7,430 万 5,000 円は、第 2 号被保険者保険料の保険給付費の 31%を見込んでおります。2 目介護予防事業交付金 2,092 万 1,000 円は、事業費の 31%を見込んでおります。

6 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分 13 億 7,099 万 4,000 円は、保険給付費の在宅系 12.5%、施設系 17.5%を見込んでございます。

46 ページをお開き願います。

6 款 3 項 1 目介護予防事業費交付金は、事業費の 12.5%を見込んでおります。2 目包括的支援等事業費補助金 2,382 万 1,000 円は、事業費の 20.25%を見込んでございます。

8 款 1 項 1 目介護給付費等準備基金繰入金、現年度分 4,313 万 2,000 円は、現年度見込額保険給付費分 4,202 万 3,000 円、地域支援事業分 110 万 9,000 円でございます。

47 ページをお願いいたします。

9 款 2 項 3 目雑入でございますが、説明欄、雑入 50 万 9,000 円は、雇用保険の納付金等でございます。

次に、飛びまして 64 ページ、65 ページをお開き願います。

サービス勘定でございますが、これは包括支援センターで任用する、包括支援センターで計画する予防給付に係るサービス事業でございます。ケアプランを作成する関係の経費でございます。

まず、歳出でございますが、委託料につきましては、管内居宅支援事業所に介護予防支援計画作成をお願いするものでございまして、包括支援センター、西部、東部において直営でやる分と直営でやりきれない分につきましては、居宅支援事業所をお願いするというような経費でございます。それから賃金についてでございますが、西部、東部包括支援センターで資格のある臨時職員を採用し、ケアプランを作成をお願いするという経費でございます。

これを賄う財源といたしまして、64 ページでございますが、介護予防サービス計画費収入でござい

ますが、4,815万8,000円を見込んだところでございまして、これにつきましては介護予防支援関係で1万897件、介護予防支援新規で1,828件を見込んでいます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（菅原啓祐君） 質疑は再開後に行います。

暫時休憩いたします。再開は午後3時45分といたします。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時45分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の運営上、あらかじめ会議時間を延長いたします。

これから質疑を行います。質問、答弁ともに簡潔にお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 説明資料の50ページ、2款1項1目介護サービス費、これについて、今介護サービスが増えている中でこの程度でよいのかどうか、これが1つであります。

それからもう一つ、51ページ、5款2項包括的支援等事業費と65ページの介護予防支援事業ということで、包括支援センターと介護予防プランについてをお聞きしたいと思います。

51ページのことにつきましては、先ほど説明で包括支援センターの事業の分だという説明でありました。この包括支援センターは今回の介護保険法の目玉という中で、大変期待している事業であります。どこに行っても今回の法改正は包括支援センターが目玉というふうに言っているわけなんです。目玉が機能していないという実態があります。そこで、一番心配なのは介護予防プランの作成なんです。これで西の支援センターでは6名、それから東は5名となっておりますが、この方々たちには、別の説明資料の中に西で6,521件、東で4,376件とうたっておりますが、実際この西の6人、東の5人で介護予防プランを1人、月何件作成する予定であるのかお聞きいたします。この方々は介護予防プランをつくることだけが仕事ではないということで、今一番、認知症の方の権利擁護の相談、それからケアマネジャーのケアプランの要介護の支援、それから事務もありますし、そういうふうな業務もこなさなければならないのだ、そういうのが逆に言えば、新しい地域包括支援センターの目玉であるんですが、この6人、5人に、1人、月何件のケアプランをつくらせるつもりであるのか、それから、65ページには足りない分を委託、足りない分を臨時職員でということですが、この臨時職員につきましては、同じく1人、月何件介護予防プランをつくらせるおつもりであるのかをお聞きいたします。

それから、この地域包括支援センターをつくるに当たっては、強力なバックアップ体制として運営協議会をつくるということになっておられるわけなんです。一関の場合、運営協議会が見当たらないんですが、この組合の地域包括支援センターの運営協議会について、どういってお考えで進まれるのか、これも心配なところがございますので、質問をいたします。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） 包括支援センターの件でございますが、現在、西と東で6名、5名、11名でございます。それで、ケアプラン作成でございますが、第3期事業計画の中にもございますが、要支援1及び2の人数は2,132人ございまして、そのうち新規の申請は30%で640人、更新は70%で1,492人と見込んだところでございます。そのうち、新規のうち60%、384人を西部の包括でケアプランを立てると。それから256人を東部で見込むということでございます。

それから、そのうち9月、10月から枠がございまして、8人枠がございまして、その辺で居宅支援事業所に頼む分でございますが、それが委託については6,275件、作成必要数が1万ちょっとというふうにとらえておりますが、6,000件ほど委託したいというふうにとらえております。

それから包括支援センターの協議会なるものの組織でございますが、これは先般、15人の委員さんに、運営協議会の中に地域密着と、グループホームとか小規模多機能の関心の地域密着と包括支援センターの業務を合わせた運営協議会を設置しまして、15人の委員さんをご委嘱申し上げまして、第1回目の会議を開催したところでございます。この中で、包括支援センターの業務内容についても十分なるご審議をいただくということになっておりますし、第1回目を開催したところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 西で1人何件という質問だったんですが、西の方で384件ということであれば6人で割れば大体1人60人分、それから東は5人で256人ということであれば大体50人分ということかなと思うんですが、これは全員が介護予防プランを作成するというので、ならして60人だと思わんですが、先ほどお話したように、このほかに重要な仕事があるわけですよね。ということで、私の経験上50人も60人もつくるといふこと、ほかの仕事は全くできないのではないかなと思って心配なんですが、その辺、もう一度。それから臨時職員を採用すると思うんですが、その方は何人くらい、臨時職員は何人くらい受け持つのかなということをもう一度確認させていただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） 臨時職員につきましては、予定としましては11名ほどと予定しているところでございますが、資格を持っている方が、実は今、募集をかけるときにハローワークを通じまして人の募集をかけますが、資格を持っている方がなかなかいないということで苦労しているわけでございますが、いずれ10名前後の職員を採用いたしまして、その事務に当たっていただくというふうに考えております。それから、確かに直営分で現在やっている6人、5人の体制の中で、ケアプランを立てるそのものが現在、ケアプラン1人、居宅支援事業所で35人、これは50人でしたが、本来のケアマネージャーさんが、議員さんご存じのとおり、本来のケアマネージャーの仕事をするには7がけの35名、それに8人枠というような枠がございまして、それが9月の末日まででございますので、それから10月からはなりますと8人ということでございますので、その辺で計画的に、その辺を申請件数に合わせてながら、臨時職員もあわせて対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） その西部の6人の中で、ある人は50人でもいいでしょうと、ある人は10人、ある人は例えば5人、ある人は30人ということで、その包括支援センターの業務の中で、ほかの業務もありますので、そういうことも考えてこれから組織を組み立てていただきたいなと思います。

それから、最後に、50ページの介護サービス費の件なんですが、これも管理者、それから2名の副管理者にお伺いしたいと思うわけなんですが、今、老人ホーム入れたいんだけど、なかなか入れないんだという話よく聞かれると思います。恐らく同僚の議員さんたちも、老人ホーム入れたいんだけど、さっぱり何だか入れないらしいねというふうな相談をよくされると思います。私も、今朝も、実は老人ホーム入れたいんだという相談があるんですが、なかなかいっぱい入れないということでもあります。老人ホームをいっぱいつくればいいわけなんですが、ご存じのとおり国から参酌標準ということで、これぐらいしかつくってだめだよという縛りがありますし、老人ホームをつくと介護保険料も高くなるし、それから税金も高くなるというんだよという話も市民の皆さんにするわけな

んですが、こういう老人ホーム入りたいんだけど入れない、困っているんだけど入れないということに対して、行政はそれでいいんですかという質問を私も受けるわけなんです。そういうことで、お3人の、管理者、それから副管理者の方は自治体の責任者でもありますので、ここでお聞きしておきたいと思うんですが、老人ホームに入りたいんだけど入れないということに対して、行政はどう考えているんだと言われたときにどういうふうに皆さん方はお答えするのか、その辺をお3人さんから伺って質問を終わりたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまの、なかなか老人ホームに入りたくても入れないと、私もそれは耳にしております。大変に困ったことだと、でき得ればなるべく、そういう希望をする人はやっぱりそういうふうにはしなければならないとは思いますが、ご承知のとおり状況でありますので、なかなか思うようにいかないというのが実情であります。しかし、やっぱり何とか前向きに取り組んでいかなければならないと、このように思います。

議長（菅原啓祐君） 鈴木副管理者。

副管理者（鈴木清紀君） 平泉町の場合も同じように、そういうお話、私の耳にも入っています。ただ、これはあくまでも総体的なお話ですが、平泉町の場合は比較的高齢者比率が隣の市町村さんに比べれば低いと。それから民間の事業者の方も結構入っています。一関市に本社のある事業者も平泉に入ってきているということで、総体的な意味ではほかの市町村よりまだいいのかなと。ただ、町として、全体としてやっぱりそういうふうなことには取り組んでいかなければならないと。また、そこで行政がやるべき部分と民間の事業者にお願いする部分と、その辺はやっぱり役割分担というか、その辺をきちんとしながら我が方では対応してまいりたいなと思っております。

議長（菅原啓祐君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤守君） 総論においては管理者のおっしゃったとおりでございますが、なにせ私どもの藤沢町は高齢化率30%、しかも、その内容において在宅福祉とは申しますが、独居老人家庭などなどですね、まさに大変な状況を呈しておるわけでありまして、一人、これは施設福祉とか行政とかというだけではいかんともしがたいわけでありまして、在宅福祉そのものも地域の福祉資本と位置づけて、みんなでそれらが機能を回転するような、そういう知恵を結集しておりますけれども、何せ絶対量と今提示されますこの施設福祉が悪者にされておる風潮の中では、やはり厳しさ、なお深刻さを増しているというのが現況でございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、高田一郎君。

3番（高田一郎君） 2点お伺いいたします。

一つは、一般会計にかかわって、23ページの衛生総務費の中で、生活環境対策費として健康診断業務委託料251万円ほど計上されています。説明書を拝見しますと、大東の清掃センターの周辺住民の健康診断業務として200人分予算が計上されていますが、他の説明項目を見ましても、公害防止協定に基づいて環境測定とか、あとは川崎や東山の清掃センターに対する協議会、委員会に対する補助金、運営補助、いわば地元対策費として様々な予算計上がされております。これはいろいろな経過があるし、また公害防止協定に基づくものでありますから、この内容について議論はいたしません。しかし、一関の清掃センターではこういう対応はしていないんですね。一つの自治体に二つの施設があって対応が違くと。これに対して、行政組合として今後どのような対応をなさるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

もう一つは、介護保険にかかわって、48ページの総務管理費の中で介護相談員派遣事業費が294万

円ほど計上されています。説明ですと、この相談員の人件費にかかわって3名分というお話でありましたが、この介護相談員の日常的な業務、あるいはその目的ですね、どういう目的でこういう相談員を配置するのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） 今回の質問に対しまして適切に答えられるかどうかは微妙なところございますが、いずれ統合する際にもこの件につきましてはいろいろ揉んだ部分があります。ただ、私も当時、東磐環境組合の職員としていた経過からいきますと、施設をつくるという時点のダイオキシン類の問題というものがやはり大きくかぶさってきているということで、その問題から地元住民との公害防止協定書もかなり厳しいというふうな部分に入っていて、例えばダイオキシン類の例を取れば、本来は5ナノグラムという線なんですけど、実は0.05ナノグラムという100倍厳しい状況下で運営していかざるを得ないというふうな状況下の中で、こういうふうな協定を結びながらやってきた経過がありますので、今すぐそれらについて調整をというお話は現時点ではできかねますので、いずれ追々そこら辺も今後検討してまいりたいなというふうには思っております。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） 介護相談員の活動状況でございますが、平成18年、一関地区広域行政組合につきましては3人、現在2人ですが、1名増にする予定でございますが、その前の広域連合のときに2名の相談員がおりました。その状況でお話しいたしますが、勤務につきましては月8日でございます。平成17年度の活動状況でございますが、日数につきましては4月から3月までで108日でございます。それで、在宅にお邪魔し、いろいろ介護相談活動をやるわけでございますが、それで平成17年度の活動状況で在宅は564件、施設には36件の活動をしております。それで、活動内容につきましては、居宅介護支援のケアマネージャーの関係とか在宅サービス、施設サービス、介護保険外の福祉、一般高齢関係の福祉関係ですね。それから新しい介護保険制度に変わりましたものですから、介護保険制度に係る問題とか、それから介護保険を通じて行政への要望、生活相談、それから医療相談まで受けております。それを日報をつくりまして、日報でもってその結果、結論を出せるものは相談員さんが結論を出してくるということで、結論を出せないものにつきましては私どもの方と相談いたしまして、逐次それを解決策等々を指示しまして連絡したり私どもの方で住民の方に連絡をとったり、そういうふうなことで相談活動に当たっているという状況でございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、高田一郎君。

3番（高田一郎君） 大東の清掃センターにかかわる対応ですけれども、課長がおっしゃったように国の環境基準よりも高い基準値を設定して、地元住民と協定を結んで対応してきたという、こういう対応にやはり敬意を表したいと思いますし、その中身をとやかく言えるものではありませんが、一方では高い環境基準をクリアするように努力しながら、様々な健康診断を行いながら、一方では対応していないとね、この問題については今後とも検討していきたいというような、そういう答弁でありましたが、これは合併協議時から恐らく話題や課題になったと思うんですよね。しかし、ここに至ってもその方向性が示されないということだと思んですが、これは担当課に聞いてもそういう回答しか出ないと思いますので、管理者に対してこの問題について答弁いただければというふうに思います。

それから、介護相談員についてお聞きいたします。

今のお話を聞きますと、在宅を訪問したり、あるいは施設を訪問したり相談活動、大変いい制度だと思います。私もいろいろ調べてみましたが、県内ですべて対応しているというのではなくて、こういう相談員を置いて対応している自治体の方が少ないんですね。この問題について、やはりせつ

かくそういう活動をしているのですから、そういった情報を、いろんな介護の様々な施設とか、あるいはこの事業に携わっている方々にやはり情報提供をして、やはり改善するところは改善していただくというような、そういう対応が必要ではないかなというふうに思うんですが、それが様々な事業者とか、あるいはケアマネージャーとか、そういった方々に情報がきちっと伝わっているのかどうかというところで、いろんな方にお伺いしますと、そういう情報がなかなか伝わらないというようなお話も聞いています。現実はどうなのかということも含めてお伺いしたいというふうに思います。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 清掃センターによって地域住民との協定の数値とといいますか、ちょっと違いがあるということでこれをどうするかということでもありますけれども、いずれこれはその当時、地域住民との話し合いで協定したもの、時間的にはかなりのずれがあります。したがって、これを一回に結ぶということは、一回にレベルを同じくすることはなかなか難しいと。したがって、時間をかけながらだんだんに同じようにしていかなければならない、このように思っています。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） 相談員の活動の中で、情報伝達関係ですが、それにつきましては今日まで現在もやっておりますが、内部で、確かに議員さんおっしゃるとおり、いろんな困難事例もございます。中には困難事例も。相談員さんが研修を受けて、いろんなそういう経験の中のいろんな情報量の中で解決できないものもございますけれども、そういうものにつきましては、今担当の係長と私を含めまして、その困難事例については、解決策ということで連絡すべきもの、解決指示すべきものにつきまして振り分けしまして、ケアマネージャーさんとか居宅支援事業所、施設の方にも連絡をするようにやっておりますけれども、まだまだ不足ではございますので、なお今後とも、より一層その辺につきましては連絡を密にししながら、より良い相談活動にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 私は、1点だけお聞きしたいことは、先ほどの議論の中で、東のいわゆる公害防止協定を結んでダイオキシン対策をきちっとやっている、100倍も厳しい環境基準でやっているところと、西の焼却場のコストというのは自ずから違ってくるというふうに思うんですね。そうした場合、例えば西の方の、今耐用年数が過ぎようとしているそうですが、将来そういう建物等の焼却場等を考えた場合に、東と同じような形の環境基準で建てるとする、そう考えるのか、今までと同じ東は東、西は西で考え方違うよという考え方でいくのか、これは非常に今後重要な課題になると思うんですが、その点に対してどういう見解を持っておられるか聞いておきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 両施設等が組合にあるわけでございます。いずれ建築年度等も違ってございます。処理方法、焼却方法も違うわけでございます。現在、県の方といろいろ協議しております広域ごみ処理計画、これが現在5月の15日に部会を再開いたしまして、いろいろ広域化計画をこれから議論をいたすところでございます。その中で、当組合に係ります焼却施設もどうあるべきか、それをかみ合わせながら検討したいということにしております。いずれ、それらの広域化計画の状況と整合を取らなければ、この地域のごみ焼却の問題につきましては、何らかの一线の方法が出ないのかなということで、広域化のごみ計画の状況等も注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 13番、伊東秀藏君。

13番（伊東秀藏君） 簡単な質問ですが、4ページの継続費について説明をお願いしたいと思います。

先ほど大東清掃センターの廃棄物の処理施設整備事業、継続費の年割合等の説明がありましたが、事業計画と事業内容について十分な説明がなかったようなので、ひとつその辺をわかりやすく説明をしていただきたい、このように思います。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） ご説明いたします。この件につきましては、経過を述べますと、平成17年の10月から資源循環型社会推進事業として前東磐環境組合の管理者、副管理者会議の席上で、今の古い焼却炉を解体すべきだということがありまして、それに基づきまして、それでは自前でお金は出せないで何かいい方法ないかというところから交付金制度ということで、従来の補助金の場合ですと4分の1だったんですが、この場合は3分の1ということで補助率が上がっているというところから始まりまして、それでまずは最初に焼却炉の解体がある。ただし、交付金をいただく際には、その跡地にリサイクル施設を、ストックヤード等をですね、そういったものを設置しなければ交付金は出ませんよという制度なものですから、そこにストックヤード等を設置すると。なお、その際に、現在、一関清掃センター管内ではその他プラの回収を行っておりますが、大東清掃センター管内におかれましてはその他プラの回収は行っていません。したがって、この交付金を活用して解体した跡地にストックヤードと、それから簡単なその他プラの回収装置を設置して、東の方でも、大東清掃センター管内でもその他プラの回収ができるようなシステムをつくるということでございます。

議長（菅原啓祐君） 13番、伊東秀藏君。

13番（伊東秀藏君） このことについては、ご承知のとおり、ダイオキシン等で課題になった施設でございます。非常に住民も注目しております。そういう意味で、もう少し事業内容を浮き彫りにしながら説明する必要があるのかなと思います。特に3年継続という長いスパンでものを考えておりますので、当然壊して新しいストックヤードですか、つくるということですから当然だと思いますけれども、その辺のものについてひとつ浮き彫りにしてほしいと、このように思います。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） この件に関しましては、大東清掃センターにあります公害防止対策協議会の席上で、昨年8月に皆さんの方に、地元の方たちには報告しておりました。それから、その年の地元住民との対話集会の席上でも、跡地を解体して、交付金がついた場合はここにストックヤード等の建設等を考えていますということはお話しております。それから、なお今、議員さんの方からご説明ありました部分での補足としまして、今度公害防止対策協議会、また今年も開催されるわけなので、その時点で循環型社会形成推進事業の概要を地元の方たちにお示ししたいというふうに考えております。

議長（菅原啓祐君） 1番、石川章君。

1番（石川章君） 28ページの3款の衛生費の件でございます。1目の13節ですか、委託料の件なんですが、施設管理委託料、これを具体的にお知らせ願いたいと思いますし、また、もしこれら等が指定管理者制度に該当されるものかされないものか、もしされるとすればそういった方法を考えているのかいないのか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） 一関清掃センター並びに川崎清掃センターのし尿処理施設の管理のことでございますか。これらにつきましては直営で現在やっております。職員が直接その処理に当たっているということでございます。それから、先ほど指定管理者のお話がありましたけれども、まだそれらについては、いろんな方面からやはり精査していかないといけないということで、今後検討していく

ものであるかどうか確認をしてみたいなというふうに思っております。

議長（菅原啓祐君） 1 番、石川章君。

1 番（石川章君） この 13 節の委託料というのは直営なのですか。それから、これ以外にもたぶん指定管理者制度ですか、これに該当するものあるのかなのか、それもついでにお願いします。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） ちょっとページ数勘違いしまして、申し訳ございませんでした。26 ページですね、28 ページですか。これは、例えば槽の清掃、処理する槽の清掃とか、それからし尿から発生する脱水汚泥等の処分だとか、そういうもろもろの処分委託でございまして、数にすれば 17 ぐらいございますかね、そういう通常的な業務委託です。

議長（菅原啓祐君） 1 番、石川章君。

1 番（石川章君） こういったものは月々に数量が変わってくるものですか、いろんな処理量とかそういったものは、それによって値段が変わってくるのであればまたあれですけども、私言いたいのは指定管理者制度にできるならば当てはめるような形でいつているのかなと、そういうふうに解釈したものですから。一定の量で毎月出るものですか、それとも月々にまた変わるものですか、今ご説明いただきましたし尿の関係、汚泥とかいろんなそういったもの出ましたね。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） 搬入されるし尿、あるいは浄化槽汚泥の量というのは毎月一定ではございません。月によって変動がございまして、それにつきましては、搬入する日数が違った場合は当然その量は違ってきます。ですので、し尿とか浄化槽汚泥をきれいな水に変える場合に脱水機で汚泥を取るわけなんです。そして、そのきれいになった水だけは最終処分して河川の方に放流なるわけなんです。その委託の中に汚泥の処分を、コンポストと言いまして、特殊肥料ですか、その会社は石鳥谷、今で言う花巻市ですか、合併しましたので花巻市の方にあるんですが、そちらの方に委託処分をお願いしているということで、常に毎月処理する量は変動しております。

議長（菅原啓祐君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより一括して採決を行います。

議案第 8 号、第 9 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立多数。

よって、右 2 件は原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 25 分

再開 午後 4 時 27 分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 58、議案第 10 号、監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 議案第 10 号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、監査委員として、一関市の監査委員であります小野寺興輝氏を適任と認め選任しようとするものであります。なお、小野寺氏は一関市の代表監査委員を務められております。ご同意を賜りますようお願い申し上げます

議長（菅原啓祐君） お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

議案第 10 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第 10 号に同意することに決定いたしました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 2 8 分

再開 午後 4 時 2 9 分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 59、議案第 11 号、監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 議案第 11 号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、組合議員の中から選任する監査委員として、佐々木清志氏を適任と認め選任しようとするものであります。ご同意を賜りますようお願い申し上げます

議長（菅原啓祐君） お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

議案第 11 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第 11 号に同意することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は午後 4 時 50 分といたします。

休憩 午後 4 時 3 0 分

再開 午後 4 時 5 0 分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管理者より人事の紹介の申し出がありますので、この際、これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 選任同意を賜りました監査委員に辞令書の交付を行いましたので、ご紹介申し上げます。

小野寺興輝監査委員であります。

（監査委員、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 以上であります。

議長（菅原啓祐君） 次に、代表監査委員よりあいさつ並びに幹部職員紹介の申し出がありますので、この際、これを許します。

小野寺代表監査委員。

代表監査委員（小野寺興輝君） 監査委員事務局の幹部職員をご紹介いたします。

監査委員事務局長、大内知博であります。

（監査委員事務局長、あいさつ）

代表監査委員（小野寺興輝君） 以上、紹介を終わります。

議長（菅原啓祐君） 幹部職員の紹介を終わります。

議長（菅原啓祐君） 以上で議事日程の全部を議了いたしました。

第1回臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会は、会期を本日1日間とし、議会構成に係る正副議長選挙、または会議規則など、会議の運営に関する手続き等を定めた議員発議、専決処分、条例の制定、平成18年度一般会計、特別会計予算などの諸案件が終始真剣な審議によりすべて可決決定をみるに至りました。これもひとえに議員各位のご協力と、浅井管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。特に本臨時会は、統合に係る広域行政組合設立後の最初の議会でありまして、組合行政運営の要となる条例、予算の決定を賜り、名実ともに広域行政組合の門出となる議会であり、感慨深いものがありました。

なお、審議を通して議員各位から開陳されました意見等については、今後の広域行政組合運営において配慮され、組合行政各般にわたりその向上が期されるよう、一層の熱意と努力を払われることを念願するものであります。広域行政組合は、介護保険事業並びに環境衛生事業運営することはご案内のとおりであります。介護保険事業に当たっては、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加、また環境衛生事業にありましては、ごみ処理広域化計画等々課題も山積しておりますが、構成市町民の福祉増進のため、今後さらに広域行政組合当局と一体となり、努力してまいりたいと考えております。

終わりに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者をはじめ職員の皆様に厚く感謝を申し上げまして、今臨時会閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 以上をもって、第1回一関地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午後4時55分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会臨時議長

一関地区広域行政組合議会議長

一関地区広域行政組合議会議員

一関地区広域行政組合議会議員